

官報號外

平成二十八年十月二十五日

○議長(大島理森君) 午後一時二分開議

○第一回 會議錄 第六號

平成二十八年十月二十五日(火曜日)

運輸安全委員会委員任命につき同意を求める

議事日程 第四号

第一 午後一時開講 外国人の技能実習の適正な実施及び技能

外國人の技能実習の適正化実施方針と技能実習生の保護に関する法律案（第百八十九条）

九回国会、内閣提出)

第二 出入国管理及び難民認定法の一部を改正

する法律案（第百八十九回国会内閣提出）

卷之三

○本日の会議に付した案件

食品安全委員会委員任命は、ご同意を求めるもの

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの

件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命に

〔〔同意を求めるの件
電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を

貴会道化組合外現委員会議員会員に一言門前書
求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの

件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を
求めるの件

中央更生保護審査会委員任命について同意を求める件

るの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき同意を求める件

平成二十八年十月二十五日 衆議院会議録第六

新議員の紹介 食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件等十一件

	午後一時二分開議
○議長(大島理森君)	この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。
第四百四十一番、東京都選挙区選出議員、田畠毅君。	〔田畠毅君起立、拍手〕
公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件	食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件	電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件
電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件	日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件	日本放送協会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
公害健康被害補償不服審査会委員に山本貴賀君を、電波監理審議会委員に櫻田謙悟君を任命することについて、申し出とのおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。次に、	食品安全委員会委員に山本貴賀君を、電波監理審議会委員に櫻田謙悟君を任命することについて、申し出とのおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。次に、
○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、いずれも同意を与えることに決りました。	○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。
公正取引委員会委員に青木玲子君を、証券取引等監視委員会委員に浜田康夫君及び引頭麻実君を、	公正取引委員会委員に青木玲子君を、証券取引等監視委員会委員に浜田康夫君、荒川薰君、小野武美君、平沢郁子君及び山本和彦君を、
中央更生保護審査会委員に小川清美君を、運輸審議会委員に牧満君及び河野康子君を、	中央更生保護審査会委員に小川清美君を、運輸審議会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、岡村美好君及び土井美和子君を、
公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を、	公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を、
食品安全委員会委員を、	任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。
○議長(大島理森君) お詫びいたします。	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
内閣から、	
公正取引委員会委員	
食品安全委員会委員	
証券取引等監視委員会委員長及び同委員	

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二十八年十月二十五日

衆議院会議録第六号

議長の報告

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

厚生労働委員会 付託

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十八日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の目的

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

農林水産委員長 北村 茂男

衆議院議長 大島 理森殿

一、厚生労働委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十九日これを承認した。

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

右各事項について実情を調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十九日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

(質問書提出)

衆議院議長 大島 理森殿

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十八日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の目的

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

農林水産委員長 北村 茂男

衆議院議長 大島 理森殿

一、厚生労働委員長から提出した質問主意書は次のとおりである。

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

四、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

領空の定義に関する質問主意書(逢坂誠一君提出)

オスプレイ飛行訓練に関する質問主意書(藤野保史君提出)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十八日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の目的

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

農林水産委員長 北村 茂男

衆議院議長 大島 理森殿

一、厚生労働委員長から提出した質問主意書は次のとおりである。

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

四、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十八日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の目的

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年十月十八日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

官 報 (号 外)

衆議院議員逢坂誠一君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問に対する答弁書

わたくて延期した。

平成二十六年十一月十八日の記者会見では、「総合的に勘案し、デフレから脱却し、経済を成長させる、アベノミクスの成功を確かなものとするため、本日、私は、消費税十パーセントへの引き上げを法定どおり来年十月には行わず、十八カ

十パーセントへの引き上げを行わないのか。解を示されたい。

内閣衆質一九二第三七号
平成二十八年十月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣總理大臣 安倍晋三

平成二十九年四月に予定されていた消費税率の十パーセントへの引上げについては、世界経済が様々なリスクに直面し、内需が腰折れしかねない状況の中、あらゆる政策を総動員し、経済再生・デフレ脱却に向けた取組に万全を期

力協定に關する覚書に關する質問に對する答弁書

「上げることとし、三十か月延期することとします」と述べた。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出消費税十パーセントへの引き上げ延期の理由と解散などに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木義弘君提出難病患者の就労、雇用促進に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木義弘君提出介護報酬一単位当たりの地域区分に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出国会議員の政治資金収支報告書に添付された金額欄が白紙の領収書は合法であるのか否かに関する質問に対する答弁書

質問 第三七号
平成二十八年十月四日提出
消費税十パーセントへの引き上げ延期の理由
と解散などに関する質問主意書
提出者 遠坂 誠一

消費税率十パーセントへの引き上げ延期の理由と解散などに関する質問主意書
安倍総理は、平成二十七年十月に予定されていた消費税率十パーセントへの引き上げを、二度に

平成二十八年十月二十五日 衆議院会議録第六

衆議院会議録第六号 議長の報告

議長の報告

て安倍内閣総理大臣は、「国民生活にとつて、
そして、国民経済にとつて重い決断をする
以上、速やかに国民に信を問うべきである。そ
う決心いたしました」と述べているところであ
る。

三について

平成二十九年四月に予定されていた消費税率
の十パーセントへの引上げについては、世界經
済が様々なリスクに直面し、内需が腰折れしか
ねない状況の中、あらゆる政策を総動員し、
経済再生・デフレ脱却に向けた取組に万全を期
すべきであることから、構造改革の加速など、
総合的かつ大胆な経済対策を講ずることと併せ
て、二年半延期することとしたものである。

政府としては、平成三十一年十月の消費税率
の十パーセントへの引上げについて、御指摘の
ような引上げの具体的な「条件」は定めていない
が、「当面の財政健全化に向けた取組等につい
て—中期財政計画—」(平成二十五年八月八日閣
議了解)に示された平成三十二年度の財政健全
化目標を堅持しており、日本への国際的な信認
を確保し、社会保障制度を次世代に引き渡して
いく責任を果たすため、平成三十一年十月の消
費税率の十パーセントへの引上げに向けて、確
実に成果を生んでいるアベノミクスを一層加速
させ、経済財政運営に万全を期していくことと
している。

平成二十八年十月四日提出

質問 第三八号

核武装論者を日本の防衛大臣に任命すること
の是非に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

核武装論者を日本の防衛大臣に任命するこ
との是非に関する質問主意書

平成二十八年八月三日に第三次安倍第二次改造

平成二十八年十月四日提出
質問 第三八号
核武装論者を日本の防衛大臣に任命する」と
の是非に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

七

内閣が発足した。防衛大臣に就任した稻田朋美大臣は、就任会見で、「現時点では核保有を検討すべきでない」と述べ、将来の検討を否定していない。また過去に雑誌などでも核武装論に言及している。

日本は、世界で唯一の被爆国であり、非核三原則を堅持しており、稻田防衛大臣のかかる発言に疑惑があるので、以下質問する。

一 安倍総理は、非核三原則を堅持する日本の防衛大臣に核武装論者を任命することは適切と考えているのか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二・第三八号

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出核武装論者を日本の防衛大臣に任命することの是非に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

一について

衆議院議員逢坂誠二君提出核武装論者を日本の防衛大臣に任命することの是非に関する質問に対する答弁書

この発言に疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理のかかる発言は、何の前置きもなく「世界一への執念」だけである。この文は主語もなく、安倍総理はただ単に「世界一への執念」と言い切ったのみであり、言語としては明らかなまま発言をした。

この発言に疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理のかかる発言は、何の前置きもなく

「世界一への執念」だけである。この文は主語

もなく、安倍総理はただ単に「世界一への執

念」と言い切ったのみであり、言語としては明

瞭だが、この文の意味するところは必ずしも判

然としない。これは何を意図し、どういう意味

を持つのか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二・第三九号

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

十一 年条約第六号)により、我が国は一切の核兵器を保有しないこととしている。また、原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)及び核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十年条約第六号)により、我が国は一切の核

兵器を保有しないこととしている。稻田防衛大臣は、内閣の一員として非核三原則を堅持すべきとの立場を明言している。また、閣僚の任命については、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行っているものである。

平成二十八年九月二十六日 衆議院本会議で行われた所信表明演説での「世界一への執念」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一
平成二十八年十月五日提出
質問 第三九号
第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一への執念」との発言に関する質問主意書

一について
この発言に疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理のかかる発言は、何の前置きもなく「世界一への執念」だけである。この文は主語もなく、安倍総理はただ単に「世界一への執念」と言い切ったのみであり、言語としては明瞭だが、この文の意味するところは必ずしも判然としない。これは何を意図し、どういう意味を持つのか。見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年九月二十六日 衆議院本会議で行われた所信表明演説での「世界一への執念」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一
平成二十八年十月五日提出
質問 第四〇号
第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一への大会にする」との発言に関する質問主意書

一について
この発言に疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理のかかる発言は、何の前置きもなく

「世界一への大会にする」との発言の主語

もなく、安倍総理はただ単に「世界一への大会にする」との発言との整合性に欠ける。さらには、

「東京二〇二〇大会開催基本計画」との関係も不透

明であると言わざるを得ない。

このような観点から、以下質問する。

一 「東京オリンピック・パラリンピックは、必

ずや、世界一の大会にする」との発言の主語

あるいは世界一を実現する主体は、安倍総理自身なのか、政府なのか、あるいはそれ以外の誰

かなの。政府の見解を示されたい。

二 安倍総理の考える「世界一」のオリンピック・

パラリンピックとはどのようなものか。具体的

に示されたい。

三 「東京二〇二〇大会開催基本計画」では、「世

界は多様であり、均質ではない。人類も多様で

あり、均質ではない」「人種、肌の色、性別、性

的指向、言語、宗教、政治的及びその他の考

え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの

有無など、あらゆる面で異なる人類は、これら

の違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め

合うことで、平和を維持し、更なる発展を遂げ

目標の改選過半数を大きく上回る勝利を得ること
ができました。「この道を」力強く、「前へ」これ
が、選挙で示された国民の意思であります。安定
的な政治基盤の上に、しっかりと結果を出してい
く。国民の負託に応えていく決意であります」と
表明した。

内閣衆質一九二第四号
平成二十八年十月十八日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

す」と表明した。
この発言に疑義があるので、以下質問する。

一 「世界一暮らしやすい国」になるために、どんな要件が整うことが必要だと考えているのか。
政府の見解を具体的に示されたい。

二 「世界一信頼される国」になるために、どんな

「信頼される国」とは、安倍内閣が自指する国創りの方向性を述べたものであり、政府としては、第百九十二回国会における内閣総理大臣所信表明演説で表明した施策等を推進することにより、実現に向かうものと考えている。

この発言に疑義があるので、以下質問する。
一 安倍総理は、「これが、選挙で示された国民の意思」と述べてゐるが、「これが」とは、「この道を、力強く、前へ」ということを意味するのか。見解を示されたい。

で示された国民の意思」との発言に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

要件が整うことが必要だと政府は考えているのか。政府の見解を具体的に示されたい。

三 「世界一暮らしやすい国」であるか否か、「世界一信頼される国」であるか否か、それぞれを定量的に判断することは難しいと思われるが、どのような基準で「世界一」であると判断するの

御指摘の「世界一暮らしやすい国」及び「世界一信頼される国」とは、必ずしも「定量的な目標を掲げてゐる」ものではなく、「及び二についてでお答えしたとおり、安倍内閣が目指す国創りの指向性を述べたものである。

意味するのか、見解を示されたい。
三 「前へ」とは、具体的に何を意味するのか。政
府の見解を示さないとい。

一から三までについて に関する質問に対する答弁書

要件が整うことが必要だと政府は考へているのか。政府の見解を具体的に示されたい。

三 「世界一暮らしやすい国」であるか否か、「世界一信頼される国」であるか否か、それぞれを定量的に判断することは難しいと思われるが、どのような基準で「世界一」であると判断するのか。「世界一」という定量的な目標を掲げているのであるから、定性的な判断等で「世界一」と判断

御指摘の「世界一暮らしやすい国」及び「世界一信頼される国」とは、必ずしも「定量的な目標を掲げている」ものではなく、一及び二についてでお答えしたとおり、安倍内閣が目指す国創りの方針性を述べたものである。

四 安倍総理は行政府の長であり、日本国憲法第七十二条でいって「内閣総理大臣は「行政各部を指揮監督」する権能を持つ。また日本国憲法第六十五条のいうところの「行政権は、内閣に属する」のであるが、安倍総理がどのように政府

御指摘の発言は、本年七月の参議院議員選挙の結果を受け、安倍内閣が進める各般の政策を一層推進していく趣旨で述べたものである。四について

三 要件が整うことが必要だと政府は考えているのか。政府の見解を具体的に示されたい。

「世界一暮らしやすい国」であるか否か、「世界一信頼される国」であるか否か、それぞれを定量的に判断することは難しいと思われるが、どのような基準で「世界一」であると判断するのか。「世界一」という定量的な目標を掲げているのであるから、定性的な判断等で「世界一」と判断するなら、安倍総理の所信表明演説そのものが虚偽の目標を掲げていることになる。政府は、どのような主体、手段、基準で暮らしやすさや信頼といったことについて、「世界一」になつたことを判断するのか。政府の見解を具体的に示されたい。

御指摘の「世界一暮らしやすい国」及び「世界一信頼される国」とは、必ずしも「定量的な目標を掲げてある」ものではなく、一及び二についてでお答えしたとおり、安倍内閣が目指す国創りの指向性を述べたものである。

機関を指揮監督し、どのような状態に至らせることが「前へ」にあるのか。日本国憲法第七十一条では、「内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について、國家の報復する責務を負つて、三

二回国会における内閣総理大臣所信表明演説の意味するところは明確であると考えている。

要件が整うことが必要だと政府は考へてゐるのか。政府の見解を具体的に示されたい。

三 「世界一暮らしやすい国」であるか否か、「世界一信頼される国」であるか否か、それぞれを定量的に判断することは難しいと思われるが、どのような基準で「世界一」とすると判断するのか。「世界一」という定量的な目標を掲げているのであるから、定性的な判断等で「世界一」と判断するなら、安倍総理の所信表明演説そのものが虚偽の目標を掲げていることになる。政府は、どのような主体、手段、基準で暮らしやすさや信頼などについて、「世界一」になつたことを判断するのか。政府の見解を具体的に示されたい。

右質問する。

御指摘の「世界一暮らしやすい国」及び「世界一信頼される国」とは、必ずしも「定量的な目標を掲げてはいる」ものではなく、一及び二についてでお答えしたとおり、安倍内閣が目指す国創りの指向性を述べたものである。

平成二十八年十月六日提出

質問 第四三号

特別養護老人ホームへの入所に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

特別養護老人ホームへの入所に関する質問主意書

平成二十八年十月四日の予算委員会での質疑で、私が、現在特別養護老人ホームに入所出来るのは要介護三以上になつており、要介護一、二の方は入所出来なくなつた、と指摘したことに対し

二して自分で率性のする貴君があるもの。定義が曖昧で判然としない言葉を多用する所信表明演説が行われても、多くの国民には理解できないし、われわれ国會議員も、日本国憲法の前文でいう「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」するための役割を果たしえない。安倍総理は所信表明演説を行うにあたり、もつと具体的かつ明瞭な文言を使わべきではないか。判然としない文言を所信表明演説で多用することは日本国憲法の求めるところにも反するのではないか。見解を示された右質問する。

質問 第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一暮らしやすい国」などの発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一暮らしやすい国」などとの発言に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「世界一暮らしやすい国」などとの発言に対する答弁書

一及び二について

て、安倍総理は「平成二十七年四月より、原則、特養への新規入所者を要介護度三以上の高齢者に限定したのは事実であります。他方で、要介護一、二の方についても、やむを得ない事情により特養以外での生活が困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと……特例的に入所することが可能ということでありまして……」と発言されました。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 やむを得ない事情とはどんな事情を言うので
すか。

二 特例的に入所を認める決定は誰が行うのです

される国を目指し、新たなスタートを切る時で

御指摘の「世界一暮らしやすい国」及び「世界

か。

內閣衆質一九二第四一號

す」と表明した。

「信頼される国」とは、安倍内閣が目指す国創

官 報 (号) 外)

三 平成二十七年四月以降で、この特例措置で特別養護老人ホームに入所した人は何人いますか。

四 三の特例措置による入所者数は、平成二十七年四月以降に特別養護老人ホームに入所した者のうちどの位の比率ですか。

五 三、四を踏まえ、要介護一、二の方の入所措置について、政府は十分と考えているのですか。見解を求めます。

内閣衆質一九二第四三号

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十八年十月十八日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出特別養護老人ホームへの入所に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「やむを得ない事情」とは、要介護一又は二の者に係る介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)への入所の要件以下「入所要件」という。)として同条第二十一項の規定に基づき介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十七条の十に規定する「その心身の状況、その置かれている環境その他的事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」をいうものである。介護保険法に基づく都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)

の指定に係る特養においては、特養への入所の運用について透明性及び公平性が求められる

とともに、要介護一又は二の者の入所の運用について市町村による適切な関与が求められるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成二十六年十二月一日付け老高発一二二二第一号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「通知」という。)を発出し、特養への入所に関する具体的な指針(以下「指針」という。)を、関係自治体と関係団体が協議の上共同で作成することを求めている。通知の別紙に掲げる「指針の作成・公表に関する留意事項」(以下「指針の留意事項」という。)では、指針に入所判定対象者の選定についての事項を盛り込むこととされており、入所判定対象者の選定に当たっては、特養への入所の申込みを行った要介護一又は二の者以下「入所申込者」という。が入所要件に該当するか否かを特養が判定する際に考慮すべき事情として、「認知症である者であつて、日常生活に支障を來すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること」等を示している。

二について

お尋ねの「特例的に施設に入所を認める決定」は特養が行つが、入所を決定する際の手続等について指針の留意事項では、要介護一又は二の者から入所の申込みを受けた特養が当該申込みを行った者の介護保険の保険者である市町村に対し意見の照会等を適宜行い入所要件に該当する者を選定することや、入所に関する検討のための委員会を開設し、入所の決定はその合意によるものとするなどと示している。

三及び四について

政府としては、お尋ねについては把握していないため、お答えすることは困難である。

五について

特養については、介護の必要性がより高い中重度の要介護者を支える機能を重視する観点から、平成二十七年四月より、新規に特養に入所する者を要介護三、四若しくは五の者又は要介護一若しくは二の者であつて居宅での生活が著しく困難であると認められるものに限ることを制度化したところであるが、特養への入所の運用について透明性及び公平性が求められるとともに、要介護一又は二の者の入所の運用について市町村による適切な関与が求められるため、市町村による適切な関与が求められるため、関係自治体と関係団体が協議の上共同で指針を作成することを求めるとともに、指針に盛り込むべき入所申込者から入所判定対象者を選定する際に考慮すべき事情等を示している。また、二について述べたとおり、指針に盛り込むべき入所を決定する際の手続等を示しており、特養での介護の必要性が高い者が優先的に特養に入所できるよう必要な措置が講じられているものと考えている。

六について

内閣衆質一九二第四四号

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十八年十月十八日

衆議院議長 大島 理森殿

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「子育て支援を拡充」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

内閣衆質一九二第四四号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「子育て支援を拡充」との発言に関する質問に対する答弁書

一について

「子育て支援を拡充」するため、政府としては、平成二十五年四月に発表した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成二十九年度末までの保育所等の定員の増加量の目標である五十万人の達成に向けて、市町村(特別区を含む)による保育所等の施設整備にかかる費用等に對して支援することにより、保育の受皿を拡充していくこととしている。また、保育士の給与について年額二パーセント相当の待遇改善を

この発言に関して疑義があるので、以下質問する。

一 「子育て支援を拡充」とは、どんな支援をどのように拡充するのか。またその財源はどのように確保されるのか。政府の取り組みについて具体的に示されたい。

二 「希望出生率」と從来政府の白書などで用いられていましたが、出生率一・八の実現をめざしています。」とは、「出生率一・八」の実現を目標として子育て支援政策を拡充するという意味であるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

七

平成二十八年十月二十五日 衆議院会議録第六号 議長の報告

行うとともに、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、月額四万円程度の追加的な処遇改善を行う等、保育人材確保のための対策を拡充する等の子育て支援を行うこととしている。これらの支援は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成二十八年六月二日閣議決定。以下「プラン」という。)に基づき進めることとしている。

そのために必要な財源については、毎年度の予算編成過程において確保しており、また、今後も確保していくこととしているが、保育士の処遇改善等については、「アベノミクスの成果の活用も含め財源を確保し、優先して実施していくこととしている。

」について

御指摘の「従来政府の白書などで用いられており「出生率」の意味するところは必ずしも一般的ではないが、政府としては、例えば平成二十八年版少子化社会対策白書にあるように、一般的には合計特殊出生率を意味するものとして用いている。合計特殊出生率とは、十五歳から四十九歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当するものをいう。

他方、お尋ねの「希望出生率」とは、若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、改善することが見込まれる合計特殊出生率をいい、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合のものである点で合計特殊出生率とは区別される。

二について

政府としては、プランに基づき、希望出生率一・八の実現、すなわち、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に向けて、子育て支援に係る施策の拡充を図つていく考えである。

平成二十八年十月六日提出
質問 第四五号

第一百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問主意書

提出者 遠坂 誠一

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問主意書

平成二十八年九月二十六日、衆議院本会議で行われた所信表明演説において、安倍総理は、「同一労働同一賃金を実現します」と表明した。

この発言に関して疑義があるので、以下質問する。

右質問する。

内閣衆質一九二第四五号

平成二十八年十月十八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙
衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問に対する答弁書

二 PKO協力法第三条第一号に「国際連合平和維持活動」とは、国連において「不偏性の原則」を満たすものとして実施する全ての平和維持活動を意味すると解してよい。う理解でよい。

内閣衆質一九二第四六号
平成二十八年十月十八日

衆議院議員階猛君提出国連平和維持活動への参加五原則に関する質問に対する答弁書
付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出国連平和維持活動への参加五原則に関する質問に対する答弁書
一及び二について

衆議院議員階猛君提出国連平和維持活動への参加五原則に関する質問に対する答弁書
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議員階猛君提出国連平和維持活動への参加五原則に関する質問に対する答弁書
付する。

国際連合事務総長の要請に基づき参加する一以上の国及び国際連合によって実施されるもののうち、同号イからハまでに掲げるものであり、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則のうち、いわゆる中立性の原則については、同号イにおいて「いざれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」と、また、同号ハにおいて「特定の立場に偏ることなく実施される」とそれぞれ規定されているところである。

我が国が国際連合の統括の下に行われる活動に参加できるか否かは、同法に照らして判断すべきものであり、我が国が参加することができない国際連合平和維持活動は、いわゆる不偏性の原則を満たすものとして国際連合の統括の下に行われる活動のうち、いわゆる中立性の原則を含めた我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされるとの発言に関する質問主意書

平成二十八年十月七日提出
質問 第四七号

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「領空を断固として守り抜く」との発言に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠一

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「領空を断固として守り抜く」との発言に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠一

平成二十八年十月七日提出
質問 第四七号

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「領空を断固として守り抜く」との発言に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠一

く。強い決意を持つて守り抜くことを、お誓い申します」と表明している。

平成二十八年度の防衛白書によれば、「国際法上、国家はその領空に対し完全かつ排他的な主権を有している」と明示されており、本来、日本も領空に完全かつ排他的な主権を有している」かかる観点から、以下質問する。

一 現在の日本の領空に關し、全ての空域において等しく、十分な航空優勢を確保でき、主権の行使が担保されているのか。日本の領空内で十分な航空優勢が確保されていない空域があるとすれば、それはどこか。その場所とともに航空優勢が確保されない理由は何か。政府の見解を示されたい。

二 「領空は、断固として守り抜く」との演説の意味は、現在、日本が主権の行使のために十分な航空優勢を確保できる範囲だけを守るという意味なのか。政府の見解を示されたい。

三 平成二十八年度の防衛白書によれば、平成二十六年度の航空自衛隊の緊急発進実施回数は九百四十三回であり、平成になつてからのピークを示しており、平成二十七年度でも八百七十三回と高い数字を示している。この中で、ロシア機、中国機に対する緊急発進がそのほとんどを占めている。ロシア機については主に北海道周辺の領空、中国機については主に南西諸島周辺の領空での緊急発進であると承知しているが、我が国が主権の行使のため、十分な航空優勢を確保できていると判断しているのか。政府の見解を示されたい。

四 現在、日本が主権の行使のために十分な航空優勢を確保できない範囲についても、当該空域における緊急発進であると承知しているが、我が国が主権の行使のため行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 安倍総理はモディ首相との会談で、「日本は、核実験の一方的かつ自発的なモラトリウムに関するインドのコミットメントが維持されることを評価、今後原子力協力を進めていく上で、軍縮・不拡散の分野での協力を深めていきたい。我が国が積極的に取り組んできていた「核兵器のない世界」の実現という目標は既にインドと共に共有している」と表明したことが外務省のホームページでも明示されている。政府は、覚書ならびに協定の締結に関して、インド政府に対し、インドが核実験を行った場合、「今後原子力協力を停止する旨の考え方を伝えていいるのか。またそれは何らかの形で明文化することをインド政府に要求しているのか。政府の見解を具体的に示されたい。

六 「我が国が積極的に取り組んできている、「核兵器のない世界」の実現という目標は既にイン

内閣衆質一九二第四七号
平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠一君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「領空を断固として守り抜く」との発言に関する質問

別紙
〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠一君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「領空を断固として守り抜く」との発言に対する質問に対する質問に対する答弁書

一 から四までについて
一 一般に、航空優勢とは、武力攻撃が発生した場合に、空において、大きな妨害を受けることなく諸作戦を実施できる状態をいうものとされており、このような状態における特定の期間や範囲等の中で決まるものであることから、当該事態が発生していない現時点において、お尋ねにお答えすることは困難である。

二 いずれにせよ、政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、平素から我が国周辺空域における警戒監視活動や対領空侵犯措置を遺漏なく実施するともに、航空優勢の確実な維持のため、着実に航空防衛力の整備を行っているところであり、我が国領空の防衛に万全を期す考えである。

三 平成二十八年九月三十日、共同通信は、「日本とインド両政府は、モディ首相が十一月中旬に来日し、安倍晋三首相と会談する方向で調整に入った」と報じているが、覚書で「技術的な詳細」は完成したのか。政府の見解を示されたい。

四 未だ「技術的な詳細」が完成していないとすれば、その完成はいつ頃を予定しているのか。政府の見解を示されたい。

五 安倍総理はモディ首相との会談で、「日本は、核実験の一方的かつ自発的なモラトリウムに関するインドのコミットメントが維持されることを評価、今後原子力協力を進めしていく上で、軍縮・不拡散の分野での協力を深めていきたい。我が国が積極的に取り組んできていた「核兵器のない世界」の実現という目標は既にインドと共に共有している」と表明したことが外務省のホームページでも明示されている。政府は、覚書ならびに協定の締結に関して、インド政府に対し、インドが核実験を行った場合、「今後原子力協力を停止する旨の考え方を伝えてい

問い合わせ、インドのモディ首相と「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国との間の協定（「協定」という。）に関する覚書（「覚書」という。）を交わしているが、この覚書の「必要な国内手続に関するものを含む技術的な詳細が完成した後に署名」等について疑義があるので、以下質問する。

六 我が国が積極的に取り組んできている、「核兵器のない世界」の実現という目標は既にイン

ドと共に共有している」とことを確認し、「核実験の方的かつ自発的なモラトリアムに賛成するインドのコミットメントが維持」されることを担保するためには、「インドが核実験をすれば、日本からの協力は停止する」旨の規定を協定に盛り込むことが必要であるが、かかる規定は協定に盛り込まれるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第四八号
平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員鈴木義弘君提出警察署における接見室の不足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

官報(号外)

衆議院議員鈴木義弘君提出日本とインドの原子力協定に関する覚書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

衆議院議員鈴木義弘君提出日本とインドの原子力協定に関する覚書について、「必要な国内手続に関するものを含む技術的な詳細とは、法律的な見地からの検討を含むインドとの原子力協定の文言を確定させるために必要な調整を指すものである。

三及び四について

仮にインドが核実験を行つた場合には日本からの協力を停止するという我が国の立場は印度側も了解している。また、同国との原子力協定については、技術的な詳細が完成した後に署名されることが確認されている段階であり、現時点での文言についてお答えすることは差し控えたい。

平成二十八年十月七日提出
質問 第四九号

警察署における接見室の不足に関する質問主意書

提出者 鈴木 義弘

警察署における接見室の不足に関する質問主意書

提出者 鈴木 義弘

警察署における接見室の不足に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

第百九十国会において刑事訴訟法の一部改正が行われた。改正では、平成三十年より被疑者国選弁護制度が勾留全件に拡大されることになる。しかし、各都道府県の警察署は、現状でも不足が指摘されており、さらに全件に拡大されることにより、被疑者の権利である弁護人との接見に支障をきたす恐れがあることに鑑み次の点について政府の見解を問う。

一 各警察署には被勾留者面会名簿により、弁護人等の申込み時間及び面会時間が記録される。その記録时刻の差が接見待ち時間と言われるが、全国で申込み時間間に遅滞なく接見が出来ている件数と、申し込まれた件数は、平成十七年度でそれぞれ何件か、また各県ごとでは何件か。

二 政府は、接見室が必要十分に設置されており、同法の執行上問題が無いとの認識なのか。

三 平成三十年より被疑者国選弁護制度が勾留全件に拡大されることに対応し、接見室の整備を進める考えがあるのであれば、国の財政事情を勘案し、警察署の建替、増築は極力避け、署内スペースの有効利用によるべきと考えるが如何に。また、その場合、平成三十年において同法施行を担保できる設置計画が必要と考へるが、政府はどの様に整備を進めてゆく方針などを。

右質問する。

平成二十八年十月十八日
内閣衆質一九二第四九号

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木義弘君提出警察署における接見室の不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木義弘君提出警察署における接見室の不足に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

お尋ねの「被勾留者面会名簿」及び「弁護人等の意味するところが必ずしも明らかではないめ、お答えすることは困難である。なお、警察署においては、留置施設における被留置者と弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となるうとする者との接見の回数については毎年で把握しているが、お尋ねの「申込み時間に遅滞なく接見が出来ている件数」及び「申し込まれた件数」については把握していない。

お尋ねの「接見室」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、警察署では、従来から、接見が適切に実施されるために面会室を整備するよう、都道府県警察に対して指導を行つてきたところであり、引き続き、必要な指導を行つてまいりたい。

内閣衆質一九二第五〇号
平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木義弘君提出地方自治法施行令百六十七条の二(随意契約)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木義弘君提出地方自治法施行令百六十七条の二(随意契約)に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

平成二十八年十月七日提出
質問 第五〇号
地方自治法施行令第百六十七条の二(随意契約)に関する質問主意書

提出者 鈴木 義弘

地方公共団体の契約は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百三十四条第一項及び第二項の規定により、一般競争入札が原則とされているが、予定価格の少額な契約についてまで競争入札を行うことにより、地方公共団体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、同項及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六

官 報 (号 外)

十七条の二第一項第一号の規定により、その予定価格が、同令別表第五で定める契約の種類に応じ一定の額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約については、隨意契約によることが可能とされている。

同表で定める契約の種類及び金額は、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案して定められており、現時点で改正することはない。

平成二十八年十月七日提出
質問 第五 一 号

て政府の見解を問う。

一 障害者手帳を所持しない難病患者が就労を望んでも、障害者雇用促進法の障害者雇用率に算定されないことから、雇用者が積極的に難病患者を雇用しようとする動きを抑制している。障害者手帳所持に限定する制度を、同手帳を所持しない難病患者も算定率に加える制度に改正すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第五一号

衆議院議長 大島 理森殿 内閣總理大臣 安倍晋三

平成二十八年十月二十五日 衆議院会議録第六号 議長の報告

衆議院議員鈴木義弘君提出難病患者の就労、雇用促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員鈴木義弘君提出難病患者の就労、雇用促進に関する質問に対する答弁書について

の難病患者就職サポートによる症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援の実施、難病患者を雇い入れる事業主を助成する発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給等により、着実に就職件数も増加してきているところであり、今後とも、こうした施策を着実に実施してまいりたい。

平成二十八年十月七日提出
質問 第五二号
介護報酬一単位当たりの
問主意書

提出者 鈴木 義弘

質問主意書

適用されている介護報酬における地域区分による上乗せは、一級地の二十%から、上乗せなしの地域まで八区分されている。地域間の入件費の差をしていることから、次の点について政府の見解を問う。

1 介護報酬単位当たりの地域区分に定める単価は平成二十九年度までの経過措置と聞く。

1 単価の見直しの際には、地域間の状況を勘案し隣接、近隣市町村間の差を出来る限り縮小すべきと考えるが、政府の見解を問う。

2 介護報酬単位当たりの地域区分の単価は、公務員の地域手当の設定に準拠すると聞くが、そもそも地域区分はどの様な要因によく区別しているのか。

右質問する。

内閣衆質一九二第五二号
平成二十八年十月十八日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木義弘君提出介護報酬単位当たりの地域区分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木義弘君提出介護報酬単位
答弁書

一の1について

一の2について

お尋ねの地域区分については、客観的な指標を用いて介護報酬における単位の単価に人件費の地域差を反映させるため、原則として、当社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえて検討してまいりたい。

該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して区分している。

提出者
逢坂
誠一

1 単価の見直しの際には、地域間の状況を勘案し隣接、近隣市町村間の差を出来る限り縮小すべきと考えるが、政府の見解を問う。

2 介護報酬単位当たりの地域区分の単価

は、公務員の地域手当の設定に準拠すると聞くが、そもそも地域区分はどの様な要因によ

右質問する。
り区分しているのか。
内閣衆質一九二第二号
平成二十八年十月十八日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木義弘君提出介護報酬一単位当たりの地域区分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙
衆議院議員鈴木義弘君提出介護報酬一単位
当たりの地域区分に関する質問に対する答
弁書

の1について
御指摘の「単価の見直し」については、今後、
社会保障審議会介護給付費分科会における議論
を踏まえて検討してまいりたい。
1の2について
お尋ねの地域区分については、客観的な指標
を用いて介護報酬における一単位の単価に人件
費の地域差を反映させるため、原則として、当

該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して区分している。

平成二十八年十月七日提出

質問 第五三号

国会議員の政治資金收支報告書に添付された金額欄が白紙の領収書は合法であるのか否かに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

国会議員の政治資金收支報告書に添付された金額欄が白紙の領収書は合法であるのか否かに関する質問主意書

平成二十八年十月六日、参議院予算委員会において、国会議員の政治資金收支報告書に添付された領収書に関して質疑が行われ、高市総務大臣は「国会議員関係政治団体はすべての支出について、当該支出の目的、金額、年月日を記載した領収書、その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。入手しなければならない」ということです。なお、領収書の発行側の作成方法についての規定はございません。法律上、「ございません」と答弁した。

さらに高市大臣は「よつて仮にパートナーに出席した国会議員側において、必要事項を領収書に記載したとしても、領収書の記載等を記載する権限をその発行元であるパートナーの主催団体から了解されているものであれば、法律上、発行者側の領収書作成方法が規定されていないことからも、法律上の問題は生じないものと考えております」と答弁したが、「領収書の発行側の作成方法についての規定はございません」との答弁は確かに政治資金規正法等に関する事実を述べたものと解するものの、「法律上の問題は生じない」との見解には疑義があるので、以下質問する。

一般論として、領収書発行者と受領者が了解すれば、領収書の金額をはじめ領収書の必要事

項を受領者が記載したものであつても、政府は適正な領収書として認めるとの理解で良いか。政府の見解を示されたい。

二 右の理解で良いとする場合、領収書の発行者と受領者が了解したこと、及び金額などの記載事項の適正さをどのように確認するのか。かかる事項について確認がなされていることが高市大臣の「法律上の問題は生じないものと考えております」との答弁の前提となる。政府の見解を示されたい。

三 領収書発行者以外の者が、金額などの領収書の必要事項を後に記載することが適切ではないとするなら、高市大臣の「法律上の問題は生じない」とする発言は誤りであり訂正すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

官報(号外)

内閣衆質一九二第一号
平成二十八年十月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出国会議員の政治資金収支報告書に添付された金額欄が白紙の領収書は合法であるのか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
一から三までについて

個々の領収書等(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十一條第一項に規定する領収書等をいう。以下同じ。)が適正なものかどうかについては、具体的な事実に即して判断されるべきものであり、お尋ねの領収書等が適正なものと認められるかどうかについて一概にお答えすることは困難である。

また、御指摘の高市総務大臣の答弁は、政治資金バー(テー)に係る領収書等について、一定の前提の下に述べたものであり、「誤りであり訂正すべき」ものとは考えていない。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府のいう「指摘は当たらない」という見解に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出「厚生労働省の受動喫煙防止対策に新型たばこは含まれるのかに

関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出「公的年金制度の持続可能性の向上を図るために国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問に対する

答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出パリ協定の批准案の閣議決定の遅れた理由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出「ダブルカーライセンス」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出鶴保庸介沖縄担当大臣の沖縄振興策に係る発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄関係予算に対する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十月十一日提出
質問 第五四号
政府のいう「指摘は当たらない」という見解に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

政府のいう「指摘は当たらない」という見解に関する質問主意書

「第一百九十二回臨時国会の衆議院本会議での安倍総理の所信表明演説における自民党議員の起立、拍手に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一九二第二号)(答弁書)という。政府は、安倍総理は海上保安庁、警察および自衛隊の職員らに心からの敬意を表そうと呼びかけを行つたもので、指摘は当たらない旨の見解を示した。

他方、平成二十八年九月二十七日、読売新聞は、「民進、共産、日本維新の会の三党は二十七日の衆議院運営委員会理事会で、二十六日の衆院本会議で安倍首相の所信表明演説中に自民党議員らが立ち上がりて拍手をしたことについて、自民党に抗議した。同党の高木毅筆頭理事は「適切ではなかつた」と認め、再発防止を図ることを約束した。首相にも三党からの抗議を伝える」と報じている。

平成二十八年九月二十七日、朝日新聞は、「野党が二十七日の議院運営委員会理事会で抗議した。自民は「適切ではなかつた」と認め、首相に伝えることを約束」「日本では慣例でない行動で、議事進行が遅れた。大島理森衆議院議長もその場で注目する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九二第一号
平成二十八年十月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出国会議員の政治資金収支報告書に添付された金額欄が白紙の領収書は合法であるのか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出「法律上の問題は生じない」とする発言は誤りであり訂正すべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

日本維新の会の三党は二十七日の衆議院運営委員会理事会で、「自民党に抗議した。同党の高木毅筆頭理事は「適切ではなかつた」と認め、再発防止を図ることを約束した」との見解を示されたのか。見解を示されたい。

二 衆議院運営委員会理事会の「民進、共産、日本維新の会の三党」の「抗議」を政府に伝えたのは誰か。また受けたのは政府の誰か。政府の見解を示された。

三 「民進、共産、日本維新の会の三党」の「抗議」は、安倍総理に伝えられたのか。その日時はいつか。政府の見解を具体的に示された。

四 答弁書にいう「指摘は当たらない」とは、「民進、共産、日本維新の会の三党は二十七日の衆院議院運営委員会理事会で」「自民党に抗議した。同党の高木毅筆頭理事は「適切ではなかつた」と認めたことと政府は異なる認識を持っている」という理解でよいか。政府の見解を示された。

五 「民進、共産、日本維新の会の三党は二十七日の衆議院運営委員会理事会で」「自民党に抗議した。同党の高木毅筆頭理事は「適切ではなかつた」と認め、再発防止を図ることを約束した」との見解を示しておられるとしても公党間の約束であり、「佐藤勉議運委員長は記者團に「自然発生的とはいえない」と決していいことではない」との見解は、かかる公党間の約束に基づく「抗議」を一顧だにしない国会軽視というべきものである。改めて問弁書でいう「指摘は当たらない」との見解は、かかる公党間の約束に基づく「抗議」を一顧だにしない」と考えるのか。見解を示されたい。

六 安倍総理は、平成二十五年二月二十七日の参議院予算委員会において、「民意ということにおいては、日本は民主主義の国であります。そして、衆議院、参議院、それぞれ選挙があるわけであります。まさに、そこで信を問う、国民の声を聞くとなるわけでありまして、そういう民意においては、直近の民意としては、先般行われた衆議院選挙の結果こそがまざりであります」と述べた上で、「しかし、だからといつて、我が党が大きな議席を獲得したからといつて、我が党だけの考え方で物事を進めよう考へているつもりでは毛頭ないわけであります。その際、議会運営においては謙虚に多くの政党会派の声にも耳を傾けていきたいと思つております」と表明している。他方、安倍総理は、平成二十八年九月二十六日の衆議院本会議で、「参議院選挙で、自由民主党と公明党の連立与党は、目標の改選過半数を大きく上回る勝利を得ることができました。「この道を、力強く、前へ」これが、選挙で示された国民の意思であります」と表明している。答弁書に「指摘は当たらない」という見解に關する質問に対する答弁書

い。かかる観点からも、今後、国会から「抗議等があつた場合にも、政府は誠意ある対応を行ひ、公党間の約束を無視し、国会を軽視するこなく、「議会運営においては謙虚に多くの政党会派の声にも耳を傾けていくことを具体的な行動で示し、誠実に守ることを約束できるのか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第五四号
平成二十八年十月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員 逢坂誠二君提出政府の「指摘は当たらない」という見解に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 逢坂誠二君提出政府の「指摘は当たらない」という見解に關する質問に対する答弁書

一から三までについて

本年九月二十七日の衆議院議院運営委員会理事会において、同月二十六日の安倍内閣総理大臣の所信表明演説中に大島衆議院議長から着席された「新型たばこの火」に着目して、必ずしも完全な受動喫煙防止対策に着手しており、必ずしも万全な受動喫煙防止対策になつてゐるとは言えない状況になつてきている。しかし、近年、「通知」が想定している紙巻たばこに加えて、電子たばこや新型たばこが普及してきており、必ずしも完全な受動喫煙防止対策になつてゐるとは言えない状況になつてきている。また、新型たばこについては、地方公共団体の扱いも対応が割れている。「たばこの火」に着目して他人への危害が少ないという理由で、大阪市や神戸市、奈良市などは路上喫煙禁止に「新型たばこ」は含まれていない。しかし、「喫煙」や「ポイ捨て」に着目して、京都市や横浜市では、路上喫煙禁止地域で新型たばこの喫煙も禁止されている。兵庫県も新型たばこを規制対象としたが、神戸市と異なる対応となつていて。

二〇一六年六月十日付けの毎日新聞によると、厚生労働省は「条例なので、各自治体の判断による」とコメントしているが、全国の自治体で対応が異なっている状況や、今後、オリンピックに向けて政府としての対応が迫られることが予想されるため、以下の質問をする。

一 厚生労働省が二〇一六年八月にまとめた「喫煙と健康・喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、いわゆる「たばこ白書」では、「無煙たば

平成二十八年十月十二日提出
質問 第五五号
「厚生労働省の受動喫煙防止対策に新型たばこは含まれるのか」に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

い。電子たばこ等の健康影響」という節があり、その節の結論部分で「科学的証拠は、電子たばこによる健康影響について因果関係の有無を推定するのに不十分である。しかしながら、電子たばこの煙霧中に発がん性物質が含まれる可能性がある。電気加熱式たばこと疾病との関連については、今後の研究が待たれる」としている。この白書には、新型たばこに関する記述がないが、新型たばこに対する認識も、上記結論と同様と考えて良いのか。

二 新型たばこは、例えばフリップ・モリスが販売している「アイコス」のシェアは、今年一月の時点では東京都で推定二・四%、販売されている十二都道府県で一・六%に達し、順調に拡大しているとされる。急速な市場拡大に対して、厚生労働省は、新型たばこの健康影響に対して、どのような認識を持っているのか。

三 現在、都道府県知事や保健所設置市、特別区長宛に「受動喫煙防止対策について」と題した通達を発しているが、この「受動喫煙防止対策」の中に、新型たばこは含まれているのか。現時点では、受動喫煙防止条例を制定している各自治体が、新型たばこに対する見解を明確にしている中で、厚生労働省だけが「検討中」や「今後の研究を待つ」という姿勢であることは清まされない状況であると考えるので、明確な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一九二第五五号
平成二十八年十月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員 井坂信彦君提出「厚生労働省の受動喫煙防止対策に新型たばこは含まれるのか」に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出「厚生労働省の受動喫煙防止対策に新型たばこは含まれるのか」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「新型たばこ」が御指摘の「アイコス」と同様の商品を指すのであれば、「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(平成二十八年八月三十日厚生労働省公表)においては、「アイコス」を含む電気加熱式たばこについて、健康影響の評価等の情報が少なく、「疾病との関連については、今後の研究が待たれる」としている。また、「電気加熱式たばこについては、「受動喫煙防止対策について」(平成三十二年二月二十五日付け健発〇二二五第二号厚生労働省健康局長通知)以下(通知という)の発出時点において販売されていなかつたため、通知では受動喫煙防止対策を講ずる対象に電気加熱式たばこは含まれていないが電気加熱式たばこの健康影響の評価及び受動喫煙防止対策における取扱いについては、今後の電気加熱式たばこの健康影響に関する研究により得られた知見等を踏まえて判断してまいりたい。

平成二十八年十月十二日提出
質問 第五 六 号

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問主意書

第百九十回国会に提出された「公的年金制度の

持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」には、年金受給額の改定ルールを賃金変動と物価変動に基づいたルールに見直す内容が含まれている。この改定ルールの見直しについて以下お尋ねする。

「物価改定率と賃金改定率の常に低い方に合わせて年金額をスライドさせる」という本法案の新規改定率と賃金改定率の常に低い方と合わせて年金額をスライドさせる」という本法案の新規改定ルールを、仮に平成十九年度から平成二十一年度の十年間にも行っていた場合と、同じ十一年間に、仮に特例水準も本法案の新しい改定ルールも無かつた場合とを比較した時、各年度の年金給付額はそれぞれ何%および何兆円差がつくのか。政府の試算の有無とそれに対する見解は如何に。

右質問する。

内閣衆質一九二第五六号
平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員井坂信彦君提出「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問に対する答弁書

提出者 井坂 信彦

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「物価改定率と賃金改定率の常に低い方と合わせて年金額をスライドさせる」という本法案の新規改定率と賃金改定率の常に低い方と合わせて年金額をスライドさせる」という本法案の新規改定ルールも無かつた場合の意味するところ

が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四日に発効することが決まつてると承知している。

なお、平成二十八年十月十七日に厚生労働省年金局が公表した「民進党の要求事項(仮に今回の額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施されいた場合の試算)について」において、平成十七年度から平成二十六年度までの各年度における年金額の改定について国民年金法等の一部を改正す

たる法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条の規定の適用がないものとする等の一定の前提の下で、仮に平成十七年度から平成二十八年度までの各年度において、現在、国会に提出している公的年金制度の持続可能性の向上を図るために

金法等の一部を改正する法律案第二条の規定による見直し前の年金額の改定方法を適用するものとした場合の平成二十八年度における国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条に規定する改定率と、仮に当該各年度において当該見直し後の年金額の改定方法を適用するものとした場合の平成二十八年度における当該改定率について、それぞれ機械的に計算を行った結果の差等をお示しましたところである。

一 パリ協定は、平成二十八年十月十日までにアメリカや中国、インドなど主な排出国を含む七十五回が締結しており、平成二十八年十一月十四日に発効すると承知しているが、政府の本案の閣議決定がここまで遅くなつた理由は何か。

二 今後の国会での本案の審議日程を勘案すれば、平成二十八年十一月七日からモロッコのマラケシュで始まる国連の会議、COP22に合わせて開かれるパリ協定の第一回締約国会合には、日本が締約国として参加するのは難しいと思われる。そのため、我が国は世界の地球温暖化対策で主導権を握れない可能性があるが、政

府はこの責任をどう認識しているか。見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年十月十二日提出
質問 第五 七 号

パリ協定の批准案の閣議決定の遅れた理由に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

パリ協定の批准案の閣議決定の遅れた理由に関する質問主意書

政府は、平成二十八年十月十一日の閣議で、地
球温暖化対策の新しい枠組み「パリ協定」の批准案(本案)という)を開議決定した。

パリ協定は京都議定書に代わる地球温暖化対策の新枠組みであり、昨年末の第二十一回締約国会議(COP21)で採択され、平成二十八年十一月

紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九二第五七号
平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出パリ協定の批准案の閣議決定の遅れた理由に関する質問に対する答弁書

紙答弁書を送付する。

官報 (号外)

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出パリ協定の批准案の閣議決定の遅れた理由に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、パリ協定(以下「協定」という。)を重視しており、迅速な締結が不可欠であるとの考え方の下、協定が署名のために開放された平成二十八年四月二十一日(現地時間)に署名を行い、協定の国内における実施に係る検討を進める等、可能な限り迅速に締結に向けた作業及び調整を行つてきた。その上で、第百九十二回臨時国会における審議日程等を踏まえて、同年十月十一日に協定の締結について国会の承認を求める閣議決定を行つたものである。

二について

気候変動に関する国際連合枠組条約(平成六年条約第六号。以下「条約」という。)第二十二回締約国会議に併せて、協定の第一回締約国会合の三十日前までに協定を締結した国等が参加して開催される同会合の日程は現時点では未定であるが、協定を実施するための指針等の策定のための交渉は、既に、我が国を含む条約全との締約国により行われており、我が国としても交渉に積極的に貢献してきたところである。また、条約第二十二回締約国会議の際に行われるものも含め、交渉は、協定の発効後も、引き続き同様に条約の全ての締約国により行われる方向で検討されている。いずれにせよ、政府としては、一日も早い協定の締結が重要と考えている。

平成二十八年十月十二日提出
質問 第五八号
米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送に関する質問主意書

意書

二〇一六年十月十二日付「琉球新報」及び「沖縄タイムス」が報じるところを総合すると、米軍北部訓練場内のヘリパッド建設工事現場で同年十月十一午後一時頃~一時半頃、工事作業員が運転し、走行している工事用車両(以下、ダンプカー)といふ二台の荷台に約二十人ずつ機動隊員が乗つてゐるのが確認されたという。

右について、沖縄県警察は、「ダンプ三台で機動隊員約五十人を抗議の現場に派遣した」と事実を認めている。(前記「琉球新報」)

この間、私は、米軍ヘリパッド建設工事現場における沖縄県警察及び全国の各警察から派遣された約五百人ともいわれる機動隊員による違法・不当な検問や交通規制、並びに報道・取材の自由を侵害する「琉球新報」及び「沖縄タイムス」記者に対する不当拘束等を強く指弾してきた。

今回の米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送も、その法令上の根拠について多くの疑問を抱くものである。

以下、質問する。

一 前記「琉球新報」によると、沖縄県警察は、「ダンプ三台で機動隊員約五十人を抗議の現場

に派遣したと認めた上で、「(十一日)午前八時二十三分ごろからN-1地区で抗議参加者が入り、工事を妨害しているとの情報があつた。

ゲート前から隊員を移動させるには約二千口の距離があり、路面も舗装されていないため、早急に対応するためにやむを得ず工事用車両に乘せてもらつた」と説明しているが、事実関係

仮に、「早急に対応するため」、米軍ヘリパッド建設工事現場に急行する必要があったとして

も、当該現場までの「距離」や「路面の舗装状況」は、警察機動隊員を工事用車両たるダンプカーで輸送するに足りる理由には当たらないと考へるが、その妥当性、適切性に対する政府の見解を示されたい。

二 前記「琉球新報」によると、沖縄県警察は、米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送について、「(米軍)基地内での根拠法令はなく、道路交通法は適用されない。これまでにも数回事例はある」との見解を示している。政府の見解も右沖縄県警察見解と相違ないか、政府として把握するこれまでの「事例」を全て明らかにした上で、当該機動隊員らが在日米軍施設・区域内に進入した法的根拠を示されたい。

なお、当該根拠法令が、いわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法第十条に定める「合衆国軍隊の権限ある者の同意」に基づくならば、当該同意が得られた日時を併せて示されたい。

三 概して、在日米軍施設・区域内における工事等の請負業者役員や従業員らが、当該施設・区域内に進入し、活動する場合、道路交通法等の日本国法令の遵守義務は生じるのか否か、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第五八号

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍ヘリパッド建設工事現場におけるダンプカーによる機動隊員輸送に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県警察によると、平成二十八年十月十一午後零時五十二分頃、沖縄防衛局から同県警察に対し、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する人々が同訓練場内安波地区の工事現場に向かつており、事故や事件等に発展するおそれがある旨の通報があつたところ、警察官が待機していた沖縄県道七十号線の同訓練場の進入路前から当該工事現場まで約二キロメートルあり、徒歩による速やかな臨場が困難であつたこと、警察用車両では車高が低く当該工事現場まで走行することが困難であったこと等から、現場における混乱及び事故の防止等のため、同日午後一時頃、警察官約五十人が工事用車両三台に分かれて乗車し、当該工事現場に臨場したとのことである。政府としては、同県警察において、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条に規定する警察の責務を達成するための業務が適切に行われたものと考えている。

二について

沖縄県警察によると、一についてでお答えした事例において工事用車両が通行した北部訓練場内の場所は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の規定が適用される同法第二条第一項第一号に規定する「道路」に当たらないとのことである。お尋ねの「これまでの「事例」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同県警察によると、一についてでお答えした事例のほか、平成二十八年八月から九月までの間に、同訓練場内安波地区において、警察官が工事用車両に二回乗車したとのことである。警察官が同訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事

に關し、同訓練場区域内に立ち入ることについて
は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)
第六条の規定に基づき我が國に駐留する米国軍
隊(以下「在日米軍」という。)から同意を得てい
るが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七
年法律第百三十八号)第十条の規定を根拠とす
るものではない。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
一般論として申し上げれば、在日米軍が使用す
る施設及び区域は我が国の領域であり、属地的
には我が国の法令が適用される。

平成二十八年十月十二日提出
質問 第五十九号

鶴保庸介沖縄担当大臣の沖縄振興策に係る發
言に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

鶴保庸介沖縄担当大臣の沖縄振興策に係る
発言に関する質問主意書
十日七日の沖縄タイムスによると、鶴保庸介沖
縄担当大臣は六日、都内のホテルで開かれた西銘
恒三郎衆院議員(自民)の政治資金パーティーで、
「私は基地問題の担当ではなく振興策が主軸だ
が、一つだけ大きな声では言えないことがある」
と前置きした上で、「沖縄の自民党的な国会議員の
先生方には、必ずまた来るべき選挙に勝利しても
らわなければならぬ、との使命があることも皆
さん理解いただきたい。振興策とリンクしてお
ります」と述べたとされています。
「國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」には、
「政治家であつて國務大臣等の公職にある者とし

ての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信賴

を確保することとも、國家公務員の政治的中立性

を確保」と記載されており、仮に報道が事実だと

すれば、省庁の予算配分が特定政党を利すること

を目的として決定していることとなり、政治的中

立性を大きく逸脱しており、大臣の資質が問われる大問題であると考えます。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 鶴保大臣が上記の発言をしたことは事実ですか。

二 鶴保大臣は「一つだけ大きな声では言えない」と
ことがあると前置きした上で発言していること

おり、ご自身でも政治的中立性を損なう問題発

言だと認識していたと考えますが、政府として

大臣から聞き取りをしたのをどうですか。

三 聞き取りをしたのなら、大臣は問題発言だと

認識した上で発言していたのか、それとも、問題

題ないと考えて発言していたのか、どちらですか。

か。
理由も明らかにしてください。

聞き取りをしていないならば聞き取りすべき

と考えますが、する考えはないのですか。その

理由も明らかにしてください。

四 「國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に照
らし、この発言は不適切だと考えますが、政府

の見解を伺います。

五 政治的中立性を保てない者は大臣として不適
格だと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問です。

内閣衆質一九二第五九号
平成二十八年十月二十一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
鶴保庸介沖縄担当大臣の沖縄振興策に係る發
言に関する質問主意書
提出者 仲里 利信

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出鶴保庸介沖縄担
当大臣の沖縄振興策に係る発言に関する質
問に対する答弁書

一から四までについて

一般に、國務大臣は、「國務大臣、副大臣及
び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決
定。以下「大臣等規範」という。)に規定する事項

を遵守し、公職にある者としての清廉さを保持
すべきものと考えている。

しかし、國務大臣は、自らの見識に基づき適切に判断する際して、自らの見識に基づき適切に判断する

のは当然であると考えている。

御指摘の発言については、鶴保國務大臣は、衆議院比例代表選出議員であつて沖縄県の区域

を含む九州の選挙区より選出されたものに対
し、沖縄県民の支持を得つ冲縄振興策を作り

上げ当選を目指してほしいとの趣旨を述べたも
のであり、この趣旨は、一般に国会議員に期待

されるものであつて、問題ないと判断したもの
と承知している。

お尋ねの「聞き取り」は行つていない。

五について

御指摘の「政治的中立性を保てない者」の意味

するところが必ずしも明らかではないため、お

尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、一般に、國務大臣は、大臣等規範に規

定する事項を遵守し、公職にある者としての清

廉さを保持すべきものと考えている。

これらを踏まえて、以下お尋ねする。

一 沖縄振興特別措置法第一条で規定する「沖縄

の置かれた特殊な諸事情とは、南北四百キロ

メートル、東西千キロメートルの広大な海域に

あるという「地理的事情」、本土の温帶性気候と異

なる亜熱帶性気候等の「自然的事情」、戦後二十

七年間にわたり米軍施政権下に置かれ、インフ

ラ整備等で日本政府の支援を受けることが出来

なかつたという「歴史的事情」、並びに国土面積

の僅か〇、六%の面積しか有していない狭隘な

島に在日米軍専用施設の約七十四%が集中し、県民の生命や財産、安心、安全、経済の発展を脅かしているという「社会的事情」であり、これらを踏まえて沖縄振興特別措置法が制定され、具現化するために沖縄関係予算が措置されているものである。決して「米軍基地があるが故に」だけで沖縄関係予算があるのではないと本職は承知しているが、政府の見解を答えられたい。

二 沖縄関係予算について、一九七二年から二〇〇一年までは本土との格差の是正」を目標としていたが、二〇〇二年から二〇一一年には「自立的発展の基礎条件の整備」を、さらに二〇一二年からはより積極的・ダイナミックに「日本経済の発展に寄与する新生沖縄の創造」を目指すことへと変わってきたことからすれば、最早単なる「振興」というありきたりの表現で沖縄関係予算を表することはふさわしくないと本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

三 質問一及び二に関連して、沖縄関係予算について、基地問題を関連付ける「リンク論」に対し、政府はこれまで「リンクしない」との考え方を一応は維持してきたものと本職は理解している。

その一方で政府が都度の主要な選挙や基地政策の推進の際に公式・非公式に「リンク論」を渗ませてきたことは否定できない事実である。また近年では就任の記者会見であからさまに「基地問題によって、振興策の中身を含め変わつていくのは十分当たり前のことだ」と言つてはばかりない大臣も見受けられる。しかし、沖縄振興特別措置法等の設立経緯や目的等に照らせば、沖縄関係予算と基地問題を関連付ける「リンク論」が成り立つことはあり得ないし、「沖縄への償いの心」を風化させるような言動はあってはいけないことであると本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

四 予算要求方法について、他都道府県は各省庁に直接予算要求し、担当省庁が財務省に要求す

るが、沖縄県の場合は内閣府沖縄担当部局が沖縄県に代わって各省庁の予算を一括計上して財務省に要求するという違いがある。要は各都道府県の場合は各省庁にそれぞれ予算要求するため、全体の予算額は決算を見ないと把握し難いが、沖縄県の場合は内閣府沖縄担当部局による一括計上方式であるため総額が予算案決定時に把握できるだけであり、決して「沖縄県職は承知しているが、政府の見解を答えられた」といふ。

だけが他都道府県と異なる特別な予算要求を行っているのではないし、ましてや「沖縄だけが別枠で多額の予算を受け取っていない」と本職は承知しているが、政府の見解を答えられた。

五 総務省の都道府県の分類によれば、沖縄県は財政力指数が〇、三未満の高知県や島根県等類似十県に含まれ、地方税や地方交付税、国庫支出金、地方債等の歳入で類似県十県中二番目に少なく、また全国では二十位(二〇一三年度決算)となっている。さらに、国からの財政移転額(二〇一四年度決算)で全国と比較すると、国庫支出金が十位、地方交付税が十四位であることが、政府の見解を答えられた。

六 沖縄関係予算は、予算の段階では内閣府沖縄

七 二〇一七年度から使用される高等学校公民科現代社会における「沖縄の経済」において、政府は帝国書院が申請した「沖縄の経済や沖縄振興予算、米軍基地等」に関して「事実上は基地の存続とひきかえに、毎年ばくだいな振興資金を沖縄県に支出とか「県内の経済が基地に依存している度合いはさきわめて高い」との記述を一方的に承認した。これに対して、本職は次世代を担う子ども達への誤った認識を植え付ける重大な行為であり、何よりも「沖縄は基地あるが故に優遇されている」との誤解や風評を広めかねない「極めて恣意的で悪質な表現である」ことか

ら、四月十四日付の質問主意書第二四七号及び同月二十六日付の再質問主意書第二五八号で訂正を求めた。その結果、僅かな訂正は行われたものの、依然として「アメリカ軍施設が沖縄県に集中していることなど、さまざまな特殊事情を考慮して、毎年約三千億円の振興資金を沖縄県に支出」との記述が残り、その結果、「米軍基地を負担させる代償として、他県と異なる別枠の予算として政府が毎年沖縄県に三千億円の特

別な振興資金を付けている」が如く意図的に勘違ひさせる結果となつていて。すなわち、本来ならば他県と全く同じ内容の「沖縄関係予算」を敢えて特別な「振興予算」や「振興資金」と位置付けたり、呼称したりすることにより、「沖縄が別枠で特別に予算を配分してもらっている」のかとく印象付けようとしているのである。本職は政府の意図をこのように危惧しているが、政府が「沖縄振興予算」や「沖縄振興資金」の名称や呼称に固執している真意について政府の見解を答えられたい。

八 仲井眞弘多前沖縄県知事は、平成二十五年十二月二十五日に安倍晋三総理大臣と総理官邸で会談した際に「沖縄振興に多額の予算を付ける約束が得られた」とし、あつさりと公約を翻して「辺野古新基地建設容認」に転じた。この結果、ケヴィン・K・メア元米国務省東アジア・太平洋局日本部部長の「沖縄県民はゆすり、たかりの名人」との悪口に代表されるように、「沖縄に基地があるが故に別枠で予算をもうつしている」との風評や批判が根付いてしまつたわけであるが、これとて実際には沖縄県に関する予算は、基地があるが故に他県より上乗せされているものではなく、ましてや全く別枠でされているものではない。

九 質問八に関連して、沖縄県の平成二十七年度一般会計予算総額は約七千四百六十五億円で、そのうち国庫支出金が二千三百二十六億円、地方交付税が二千七十五億円、自主財源が約二千二百億円となつており、この他にいわゆる「振興資金」や「振興予算」という「基地あるが故の特別な上乗せ資金三千億円」があるならば、沖縄県全体の予算総額は一兆円を超えることになる。このことからしても昔で噂されているように「沖縄が別枠で三千億円をもらつてゐる」との

風評がいかいでたらめな話であるか理解できるものであるが、政府の認識と見解を答えられたといふ。

十 本職は、平成二十八年八月十日に沖縄県が政府に「平成二十九年度沖縄振興予算」を要請した際に「那覇空港滑走路増設に関する内閣府一括計上予算」を要請した際に「那覇空港滑走路増設に関する予算、沖縄科学技術大学院大学の充実に関する予算及び駐留軍用地の跡地利用推進に要する予算を除き、三千億円を確保すること」を要請したと承知している。すなわち本職がこれまで繰々指摘したように、沖縄県においても沖縄関係予算については他県と異なり、内閣府沖縄担当部局が沖縄県に代わって各省庁の予算を一括計上して財務省に要求するという予算要求の仕組みや、国直轄事業予算が沖縄関係予算として計上されていることなどを考慮して、その是非や他県での風評を一掃するためあえて要請したわけであることから、政府におけるはやはり「予算の本来のあるべき姿に戻すため、沖縄県の要請通り「国直轄事業を除いた沖縄関係予算三千億円を確保」すべきであると考えるが、政府の見解を答えられたい。

十一 沖縄関係予算の歴史的な経緯については、沖縄県内の地元紙が平成二十八年九月一日付で明らかにしているところであるが、「沖縄振興予算」とこの呼称が使われるようになつたのは二〇一年以降であり、国会での政府答弁として残っている件数は少ない状況が明らかとなつている。また、現在の沖縄関係予算は、予算要求の仕組みが他都道府県と異なることや、名称が「沖縄振興予算」となつていて、政府が高等学校の教科書で恣意的に使つていることからも分かるように一般的に「振興資金」と混同されやすこと、政府関係者が「予算との基地リンク論」を頻繁に打ち出すようになつていてこと、などの理由から、「基地があるが故に」沖縄が別枠で多額の予算を受けているとの誤解を受け易い。

十一 本職は、平成二十九年度沖縄振興予算に関する内閣府一括計上予算」を要請した際に「那覇空港滑走路増設に関する予算、沖縄科学技術大学院大学の充実に関する予算及び駐留軍用地の跡地利用推進に要する予算を除き、三千億円を確保すること」を要請したと承知している。すなわち本職がこれまで繰々指摘したように、沖縄県においても沖縄関係予算については他県と異なり、内閣府沖縄担当部局が沖縄県に代わって各省庁の予算を一括計上して財務省に要求するという予算要求の仕組みや、国直轄事業予算が沖縄関係予算として計上されていることなどを考慮して、その是非や他県での風評を一掃するためあえて要請したわけであることから、政府におけるはやはり「予算の本来のあるべき姿に戻すため、沖縄県の要請通り「国直轄事業を除いた沖縄関係予算三千億円を確保」すべきであると考えるが、政府の見解を答えられたい。

この際、「沖縄振興予算」を「沖縄関係予算」とするか、または「沖縄内閣府関係予算」として呼称も含めて名称として明確に位置付けるとともに、その内容の適正化を図るために、国直轄事業や内閣府の庁費等を別枠とすべきであると考へるが、政府の見解を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第六〇号

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄関係予算に対し政府が恣意的に使用する振興予算の呼称と国直轄事業等の計上を是正することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員仲里利信君提出沖縄関係予算に対する政府が恣意的に使用する振興予算の呼称と国直轄事業等の計上を是正することに関する質問に対する答弁書

一、二、四から六まで及び八から十一までについてお尋ねの「沖縄関係予算」の意味するところが

必ずしも明らかではないが、沖縄が歴史的、地理的、社会的事情などの様々な特殊事情を有していることから、旧沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十号)及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)が制定され、これらの法律に基づく沖縄振興計画等に基づく事業等を実施するための予算を計上してき

ておらず、これを沖縄振興予算としているところである。政府としては、沖縄振興予算に関し、

引き続き、沖縄振興を推進するために必要な額

を内閣府において計上していく考え方である。

三について

政府としては、沖縄の発展のため、特に、基地負担の軽減をはじめとする基地問題への対応と沖縄振興策の推進を総合的に取り組むべき重要な政策課題と位置付けているところである。

お尋ねの教科書における記述については、先の答弁書(平成二十八年五月十三日内閣衆質一九〇第二五八号)四から六までについてでお答えしたとおり、教科書において学習指導要領を踏まえどのように記述するかについては、欠陥のない範囲において申請図書の発行者等の判断に委ねられており、個々の記述の理由や意図についてお答えする立場にないが、文部科学省としては、御指摘の記述について、沖縄振興基本方針(平成二十四年五月十一、内閣総理大臣決定)における記述も踏まえ、

高等学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第百六十六号)に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査した上で、訂正の承認を行つたところである。

一 沖縄県内の地元紙が九月二十八日付で報道した「一括交付金首長調査」について政府の承知するところを明らかにした上で、「活用がうまくいかない事例」や「課題が多い」などの意見について政府の見解を答えられたい。

二 沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金について、これまで沖縄側に起因する理由でなくともその執行率の低さが指摘され、しばしば沖縄関係予算の減額の理由にされてきた。よつて、これら二つの交付金の執行率が悪い理由について政府の承知するところを個別具体的に明らかにした上で、執行率の改善策について政府の見解や具体策を答えられたい。

三 本職は、去る一月四日付の質問主意書第一号で指摘したように、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金があらかじめ「成果指標」を国に提出するとともに、「P.D.C.Aサイ

クル」の手法で事業を実施することが求められていることがネックとなつて「使い勝手の悪い交付金」及び「自由度が低い交付金」となつてい

るものと考へているが、本職のこのような考え方や評価について政府の見解を答えられたい。

四 地元紙の「一括交付金首長調査」の成功事例に対する、識者が「成果指標提出のため、指標が主張しにくい教育・福祉関係には活用されにく

他県では廃止されているものを沖縄県にだけ残されているものである。そのため、本職は、一月四日付の質問主意書第一号でこれら二つの交付金の「使い勝手が悪いこと」及び「自由度が高くないこと」等の理由からそれは正等を強く求めたところである。その後、これら二つの交付金が中間期を迎えたため、去る九月二十八日に沖縄県内の地元紙がこれら二つの交付金に対する市町村長のアンケートを実施したところ、評価する意見がある一方で、活用がうまくいかない事例や、課題が多いことなどの意見もあることが報告されている。

そこでお尋ねする。

お尋ねの教科書における記述については、先の答弁書(平成二十八年五月十三日内閣衆質一九〇第二五八号)四から六までについてでお答えしたとおり、教科書において学習指導要領を踏まえどのように記述するかについては、欠陥のない範囲において申請図書の発行者等の判断に委ねられており、個々の記述の理由や意図についてお答えする立場にないが、文部科学省としては、御指摘の記述について、沖縄振興基本方針(平成二十四年五月十一、内閣総理大臣決定)における記述も踏まえ、

高等学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第百六十六号)に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査した上で、訂正の承認を行つたところである。

一 沖縄県内の地元紙が九月二十八日付で報道した「一括交付金首長調査」について政府の承知するところを明らかにした上で、「活用がうまくいかない事例」や「課題が多い」などの意見について政府の見解を答えられたい。

二 沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金について、これまで沖縄側に起因する理由でなくともその執行率の低さが指摘され、しばしば沖縄関係予算の減額の理由にされてきた。よつて、これら二つの交付金の執行率が悪い理由について政府の承知するところを個別具体的に明らかにした上で、執行率の改善策について政府の見解や具体策を答えられたい。

三 本職は、去る一月四日付の質問主意書第一号で指摘したように、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金があらかじめ「成果指標」を国に提出するとともに、「P.D.C.Aサイ

クル」の手法で事業を実施することが求められていることがネックとなつて「使い勝手の悪い交付金」及び「自由度が低い交付金」となつてい

るものと考へているが、本職のこのような考え方や評価について政府の見解を答えられたい。

四 地元紙の「一括交付金首長調査」の成功事例に対する、識者が「成果指標提出のため、指標が主張しにくい教育・福祉関係には活用されにく

官 報 (号 外)

ぐなり、長期的なビジョンに基づく未来への投資ではなく、観光系のハコモノ建設かイベント事業が目立つ」といみじくも指摘しているが、識者のこのような指摘について政府の見解を答えられたい。

五 沖縄振興特別措置法第一条では、「沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」を謳つてのことから、今後は「成果指標」や「P D C Aサイクル」が容易な「箱物」や「道路・公園」よりも、「成果指標」等は立て難いが「長期的なビジョンに基づく未来への投資」としての「教育・福祉部門」に特化するべきであると本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

六 質問五に関連して、本職は一月四日付の質問主意書第一号で、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の自由度を高めるため、交付決定を沖縄県側に委ねるべきではないか」と提案したところ、政府は沖縄振興特別措置法で「国が沖縄県に交付することになつてゐる」とにべもない答弁を行つた。しかし、法律が規定するからそれ以上のこととはできないのであれば、法律を改正して「沖縄県が交付決定する」と改正するか、若しくは「用途を定めない交付金(税)」、「成果指標」や「P D C Aサイクル」方式をなくすなど所要の改善を行うべきであると本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第六一号

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する質問に対する答弁書

五 沖縄振興特別措置法第一条では、「沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」を謳つてのことから、今後は「成果指標」や「P D C Aサイクル」が容易な「箱物」や「道路・公園」よりも、「成果指標」等は立て難いが「長期的なビジョンに基づく未来への投資」としての「教育・福祉部門」に特化するべきであると本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

六 質問五に関連して、本職は一月四日付の質問主意書第一号で、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の自由度を高めるため、交付決定を沖縄県側に委ねるべきではないか」と提案したところ、政府は沖縄振興特別措置法で「国が沖縄県に交付することになつてゐる」とにべもない答弁を行つた。しかし、法律が規定するからそれ以上のこととはできないのであれば、法律を改正して「沖縄県が交付決定する」と改正するか、若しくは「用途を定めない交付金(税)」、「成果指標」や「P D C Aサイクル」方式をなくすなど所要の改善を行うべきであると本職は考えるが、政府の見解を答えられたい。

一 及び四について

政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたい。

二について

御指摘の「沖縄側に起因する理由でなくとも

その執行率の低さが指摘され」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興交付金は、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、沖縄振興計画に基づいて実施するものが対象であることから、執行状況の改善策については、まずは、沖縄県において検討し、実施すべきものと考えている。

三について

沖縄振興交付金の交付の対象となる事業等

(以下「交付対象事業等」という。)について、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜伏能力を見極めつつ、効果的・効率的であるか

潜伏能力を見極めつつ、効果的・効率的であるか

するために国が交付するものである。

また、交付対象事業等については、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜伏力を

見極めつつ、効果的・効率的であるか等を勘案して選択と集中を図ることとともに、沖縄振興に資する観点から必要不可欠なものであるかを精査することが求められており、沖縄県において成

果目標を設定するとともに、成績目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて交付対象事業等の見直し・改善を行うこととしている。

したがつて、御指摘のような措置等を講ずることは適当ではないと考えている。

御指摘の「沖縄側に起因する理由でなくともその執行率の低さが指摘され」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄振興交付

金は、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、沖縄振興計画に基づいて実施するものが対象であることから、執行状況の改善策については、まずは、沖縄県において検討し、実施すべきものと考えている。

平成二十八年十月十三日提出

質問 第六二号 提出者 辻元 清美

今後の経済見通し等に関する質問主意書

「日本再興戦略」(二〇一三年六月十四日閣議決定)に基づき設置された「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」は、二〇一三年十一月二十日に報告書をとりまとめ、「デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要」「収益目標を適切に設定するとともに、リスク許容度の在り方についても検討すべき」と提言した。

また、内閣府は「中長期の経済財政に関する試算」(二〇一四年一月二十日)を公表した。同試算によれば、アベノミクスの「三本の矢」の効果が着実に発現した場合の「経済再生ケースは今後十年(二〇一三～二〇二二年度)の平均成長率を実質二%程度、名目三%程度と想定しているが、これは全要素生産性(T F P)上昇率が二〇二〇年代初頭にかけて一・八%程度まで上昇するという前提となつていている。なお、一・八%のT F P上昇率

は、いわゆるバブル期(一九八三年一月～一九九三年十月)の平均に相当する数値である。

その後、安倍総理は二〇一四年一月「十二日のダボス会議で「日本の資産運用も、大きく変わること」を公表して、G P I Fの見直しを始め、フオード・ルツキンングな改革を行います。成長への

投資に、貢献することとなるでしょう」とG P I Fの運用見直しに言及した。さらに「日本再興戦略・改訂二〇一四」(同年六月二十四日閣議決定)では、「運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである」としつつも、続けて、「こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる」という記載がある。年金積立金は、厚生年金保険法・国民年金法やG P I F法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安

全かつ確実な運用を保持すべきものであり、結果的であつたとしても日本経済への貢献を目的ではない。G P I Fには運用委員会が設置されているものの、労使推薦を含め委員はいわゆる学識経験者であり、法的に保険料拠出者である被保険者の意思確認を行う体制が存在せず、被保険者の意思確認がないまま政府が一方的に、しかも結果的であつたとしても日本経済への貢献を目的に運用見直しの方向性を定めることは、年金積立金の目的外利用に当たるという指摘もある。

そのようななか、二〇一四年十月三十一日にG P I Fは、国内債券の比率を六十%から三十五%に引き下げ、国内債券約三千兆円を事実上市場に放出することになる新基本ポートフォリオを公表した。しかし同日、G P I Fの公表に先立ち、日本銀行は「量的・質的金融緩和」の拡大として、

長期国債の買い入れ枠を約三十兆円追加することを公表している。当時の三谷隆博G P I F理事長(日本銀行出身)は、運用改革の狙いについて被保

険者の利益確保が第一とし、日本銀行の追加金融緩和と公表が重なつたのは「連携ではない」と強調した。しかし、同日公表により一気に円安・株高が進んだわけで、先立つて日本銀行が「量的・質的金融緩和」の拡大を公表していたことを日本銀行出身の三谷理事長が知らないはずもなく、そのため、市場に影響があることを承知の上でGPIFが公表に踏み切つたとすれば、「年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意すること」を求めるGPIF法第二十条第二項に反する可能性がある。

このように法律の目的とは異なる政府の意図を疑わざるを得ない年金積立金の運用は、被保険者・受給者の年金制度に対する不信を増大させ、また、不利益をもたらしかねないという懸念が高まっている。

以下、質問する。

一 全要素生産性(TFP)上昇率の定義をお教え

願いたい。また、過去二十年の全要素生産性(TFP)上昇率の各年度の数値を明らかにされたい。とくに、民主党政権における全要素生産性(TFP)上昇率 第二次・第三次安倍政権における全要素生産性(TFP)上昇率を明らかにされたい。その上で、現在全要素生産性(TFP)上昇率は上昇傾向にあるのか下降傾向にあるのかという分析と、「経済再生ケース」の前提となる数値(後述のとおり現在は二・二%程度が使用されている)を達成するための見通しを明らかにされたい。

二 前述のとおり、平成二十六年一月二十日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」における「経済再生ケース」では、全要素生産性(TFP)上昇率について、「二〇一二〇年代初頭にかけて一・八%程度(第十循環から第一循環〔一九八三年(昭和五十八年)二月から一九九三年(平成五年)十月〕まで上昇)とされている。一方、平成二十七年二月十二日に

同じく内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」における「経済再生ケース」では、全要素生産性(TFP)上昇率について、「二〇二〇年代初頭にかけて二・一%程度(第十循環〔一九八三年(昭和五十八年)二月から第十一循環〔一九八八年(昭和五十九年)十月〕の平均〕まで上昇」とされている。一・八%が二・一%に上方修正された理由は何か。

三 平成二十八年七月二十六日に内閣府が公表し

た「中長期の経済財政に関する試算」によると、

「経済再生ケース」では、全要素生産性(TFP)上昇率が「二〇一二〇年代初頭にかけて二・一%

程度(第十循環から第十一循環〔一九八三年(昭和五十八年)二月から一九九三年(平成五年)十月〕の平均)まで上昇」する前提で、平成三十二

年度の名目GDP成長率が三・九%程度、名目GDPが五八二・七兆円に達するとされている。

この二・一%が仮に元の一・八%だった場合の平成三十二年度の名目GDP成長率と名目GDPの推計を明らかにされたい。

四 同じく平成二十八年七月二十六日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」によ

ると、「経済再生ケース」では、「国・地方の基礎的財政収支黒字化目標年度である二〇二〇年

度において▲五・五兆円程度(対GDP比

▲一・〇%程度)の赤字が残る」とされている

が、この二・一%が仮に元の一・八%だった場合の平成三十二年度の国・地方の基礎的財政収支(金額と対GDP比)を明らかにされたい。

五 平成二十六年十月三十日に日本銀行が「量的・質的金融緩和」の拡大を、GPIFが基本ポートフォリオの変更を含む「中期計画の変更」を公表したが、それの公表時刻を明らかにされたい。また、政府は日本銀行とGPIFの公表時刻について事前に知っていたか。

六 平成二十六年十月三日の年金積立金管理運用

独立行政法人(GPIF)第八十五回運用委員会

の議事要旨に、ある委員の「二〇〇八年度の損失は国内債券中心であつたため九兆円で済んだわけだが、それを大幅に上回る三十兆円という、単年度で発生する可能性のある大きな損失を国民が受け入れるかどうか」との発言が記載されている。一方、平成二十六年十二月二十四日に長妻昭衆議院議員が提出した質問主意書における「仮に新しいポートフォリオを過去十年間にあてはめると、リーマンショックがあった二〇〇八年度の赤字額はいくらだったか」との質問に対し、政府は平成二十七年一月九日の答弁書で「約マイナス二十六・二兆円」と答えている。「三十兆円」と「二十六・二兆円」の差がどのような根拠によるものか明らかにされたい。

七 平成十六年年金制度改革にもとづく年金財政フレームでは、「概ね百年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費一年分程度の積立金を保有する」とされている。これまで平成二十一年と平成二十六年に財政検証が行われたが、次回の財政検証はいつ頃予定しているのかお教え願いたい。また、その際は一回目の平成二十一年から一定年数経過していることになるので、概ね百年間からその一定年数を差し引いて財政見通し期間を設定するという理解でよいか確認したい。

八 平成二十六年財政検証では、長期の経済前提におけるケースAの全要素生産性(TFP)上昇率については、平成二十六年一月二十日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」における「経済再生ケース」の一・八%が用いられている。二・二%に改めて財政検証を実施し直す必要はないか。

九 平成二十六年財政検証における足下の経済前提の名目長期金利について、平成二十六年一月二十日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」における「経済再生ケース」に

平成二十七年度二・一%、「参考ケース」に準拠する場合として平成二十六年度一・〇%、平成二十七年度一・五%が置かれている。一方、平成二十八年七月二十六日に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、名目長期金利は「経済再生ケース」「ベースラインケース」とともに平成二十六年度〇・四%、平成二十七年度〇・三%と大きく下方修正されている。

さらに、平成二十八年九月二十一日に日本銀行が「金融緩和強化のための新しい枠組み」「長短期金利操作付き量的・質的金融緩和」として、長期間金利について「十年物国債金利が概ね現状程度(ゼロ%程度)で推移するよう、長期国債の買入れを行う」との方針を決めたこともあり、平成二十六年財政検証時の長期金利の見通しはすでに足下から大きく崩れている。このような観点からも財政検証を実施し直す必要はないか。

十 そもそも、財政検証の経済前提の設定にあたり用いられる国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口は向こう五十年であり、また、概ね百年間もの期間を財政見通し期間に設定している諸外国は見受けられない。加えて、事実、平成二十六年財政検証の経済前提はアベノミクスを意識した内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が大もととされており、すなわち、財政検証は時の政権の政策による影響を排除できず、中立性の確保という点で非常に問題のある仕組みであると考える。以上のことがら、財政検証については、財政見通し期間を例えば国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口と同じ五十年間に短縮するとともに、時の政権が掲げる成長戦略に沿つた経済見通しとこれを前提に置いた検証から、権威ある独立機関による客観的な検証への改革が必要ではないか。

右質問する。

官報(号外)

内閣衆質一九二第六二号
平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員 辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 辻元清美君提出今後の経済見通し等に関する質問に対する答弁書

一について

全要素生産性上昇率については、一般には、資本や労働といった生産要素の投入量だけでは計測することのできない全ての要因による生産増加率への寄与分のことを指すと認識している。

全要素生産性上昇率は、算出の方法や用いるデータの改定等により、推計値は異なるものであることから相当の幅をもつて見る必要があり、その数値や傾向等について、一概に申し上げることは困難である。

なお、お尋ねの「民主党政権時における全要素生産性(TFP)上昇率、第二次・第三次安倍政権における全要素生産性(TFP)上昇率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十八年七月二十六日経済財政諮問会議提出。以下「中長期試算」という。)等において参考している金要素生産性上昇率(以下「内閣府推計値」といいう。)について、「二〇一六(平成二十八年四、六月期四半期別GDP速報(二次速報値)」(平成二十八年九月八日内閣府公表)等により推計した過去二十年における各年度の数値をお示しするとのとおりである。

平成八年度 ○・七パーセント程度
平成九年度 ○・六パーセント程度
平成十年度 ○・六パーセント程度
平成十一年度 ○・八パーセント程度

平成十二年度 一・〇パーセント程度
平成十三年度 一・二パーセント程度
平成十四年度 一・二パーセント程度
平成十五年度 一・二パーセント程度
平成十六年度 一・一パーセント程度
平成十七年度 一・〇パーセント程度
平成十八年度 ○・八パーセント程度
平成十九年度 ○・八パーセント程度
平成二十年度 ○・八パーセント程度
平成二十一年度 ○・九パーセント程度
平成二十二年度 一・〇パーセント程度
平成二十三年度 一・〇パーセント程度
平成二十四年度 ○・九パーセント程度
平成二十五年度 ○・七パーセント程度
平成二十六年度 ○・四パーセント程度
平成二十七年度 ○・三パーセント程度

また、お尋ねの「経済再生ケース」の前提となる数値・・・を達成するための見通し」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中長期試算の経済再生ケースにおいては、日本経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現することにより、二千二十年代初頭にかけて全要素生産性上昇率が内閣府経済社会総合研究所が設定する「景気基準日付」における第十循環から第十一循環まで(昭和五十八年二月から平成五年十月まで)の期間(以下「参考期間」といいう。)における内閣府推計値の平均である年二・二パーセント程度まで上昇すると想定している。

二について

御指摘の「中長期の経済財政に関する試算」においては、対外公表文が、平成二十六年十月三十日午後一時四十四分に日本銀行ホームページ(平成二十六年一月二十二日経済財政諮問会議提出。以下「二十六年中長期試算」という。)と「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十七年二月十二日経済財政諮問会議提出。以下「二十七年中長期試算」という。)では、いずれも二千二十年代初頭にかけて全要素生産性上昇率が参照

期間における内閣府推計値の平均まで上昇するとの想定を置いている。

二十六年中長期試算を提出した後、内閣府経済社会総合研究所「固定資産残高に係る参考試算値」の公表(平成二十六年十一月二十八日)に伴い、全要素生産性上昇率の推計に用いる過去の資本投入量に係るデータを変更したこと等により、参考期間を含めた過去の資本投入量の増加率が改定された。全要素生産性上昇率は実質GDP成長率から資本投入量等の寄与を除いて推計される。このため、当該改定に伴い、参考期間における内閣府推計値の平均が年一・八パーセント程度から年二・二パーセント程度に上方改定された。

この上方改定に伴い、二十七年中長期試算では、二千二十年代初頭における全要素生産性上昇率の想定を年二・二パーセント程度に改定したところである。

中長期試算における経済再生ケースは、日本経済が長期にわたるデフレと景気低迷から脱出現することにより、二千二十年代初頭にかけて全要素生産性上昇率が内閣府経済社会総合研究所が設定する「景気基準日付」における第十循環から第十一循環まで(昭和五八年二月から平成五年十月まで)の期間(以下「参考期間」といいう。)における内閣府推計値の平均である年二・二パーセント程度まで上昇すると想定している。

三及び四について

中長期試算における経済再生ケースは、日本経済が長期にわたるデフレと景気低迷から脱出現することにより、二千二十年代初頭にかけて全要素生産性上昇率が内閣府経済社会総合研究所が設定する「景気基準日付」における第十循環から第十一循環まで(昭和五八年二月から平成五年十月まで)の期間(以下「参考期間」といいう。)における内閣府推計値の平均である年二・二パーセント程度まで上昇すると想定している。

五について

お尋ねの「量的・質的金融緩和」の拡大について

お尋ねの「量的・質的金融緩和」については、対外公表文が、平成二十六年十月三十日午後一時四十四分に日本銀行ホームページ(平成二十六年一月二十二日経済財政諮問会議提出。以下「二十六年中長期試算」という。)と「中長期の経済財政に関する試算」(平成二十七年二月十二日経済財政諮問会議提出。以下「二十七年中長期試算」という。)では、いずれも二千二十年代初頭にかけて全要素生産性上昇率が参考

表すこととされたところであり、決定会合には財務省及び内閣府の職員が出席していたところである。

お尋ねの「中期計画の変更」については、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)において平成二十六年十月三十一日午後五時頃から記者会見が行われたものと承知している。当該記者会見が行われる時間については、厚生労働省が事前に承知していたところである。

六について

御指摘の「三十兆円」とは、GPIFの現行の基本ポートフォリオの検討過程において検討対象とされた複数の基本ポートフォリオ案について、基本ポートフォリオ案を構成する各資産の昭和四十九年から平成二十五年までの過去四十一年間の市場平均収益率に基づく収益率等を用いてGPIFが算定した平成二十年の年間損失額であると承知している。また、御指摘の「二十

六・二兆円」とは、現行の基本ポートフォリオに、平成二十年度の各資産の市場平均収益率を当てはめた場合における、同年度の投下元本平均残高(期初の運用資産価値に期中に発生した資金追加・回収の加重平均を加えたものをいう)を前提とした場合の同年度の年間損失額である。御指摘の「三十兆円」と「二十六・二兆円」については、年間損失額の算定の対象となる期間やその算定の基礎となる収益率等が異なることにより、その差が生じているものと承知している。

七について

御指摘の「財政検証」とは、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第四条の三第一項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し(以下「財政検証」という。)を指すものと考えるが、財政検証については、それらの

規定により、少なくとも五年ごとに作成することとされている。このため、次回の財政検証は、平成三十一年までの間に作成することとなる。

また、御指摘の「財政均衡期間」とは、国民年金法第四条の三第二項及び厚生年金保険法第二条の四第二項に規定する財政均衡期間を指すものと考えるが、財政均衡期間については、それらの規定により、財政検証が作成される年以降おおむね百年間とされている。このため、次回の財政検証における財政均衡期間については、お尋ねのように過去の財政検証の財政均衡期間から一定年数を差し引いて設定することにはならない。

八及び九について

財政検証は、財政検証を作成する時点における社会経済状況の下で年金財政の健全性を定期的に検証するものであるため、仮に、御指摘の「全要素生産性(TFP)上昇率」、「名目長期金利」等の財政検証の諸前提の基礎となっている数値が変わったとしても、既に作成した財政検証を作成し直す必要はないと考えている。

十について

年金制度は、人の一生にわたる非常に長期の制度であることから、国民年金法第四条の第三項及び厚生年金保険法第二条の四第二項の規定により、財政検証における年金財政の収支を均衡させる期間である財政均衡期間は、おおむね百年間とされている。このため、御指摘のように財政均衡期間を五十年に短縮する必要はないと考えている。

財政検証は、年金制度の企画及び立案に不可欠なものであることから、年金制度の企画及び運営を行う厚生労働省の責任において作成されるべきものである。また、財政検証の諸前提に関しては、社会保障審議会年金部会及び同部会の下に置かれた年金財政における経済前提と

積立金運用のあり方に關する専門委員会において議論を踏まえて客観的に設定していることから、御指摘の「権威ある独立機関による客観的な検証への改革」は必要ないと考えている。

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)、次条及び第四十八条第一項において「入管法」という)その他の出入国に關する法令及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識(以下「技能等」という)の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第二章 技能実習

第一条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

第二条 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習(本邦の公私機関の外国にある事業所の職員である外国人(入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。)又は本邦の公私機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口第一号イに係るものに限る。)をもつて、これらの本邦の公私機関により受け入れられることを目的としたものにより受け入れられて必要な講習を受けけること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

第三章 外国人技能実習機構

第四節 補則(第五十条—第五十六条)

第五章 雜則(第一百三十三条—第一百七十七条)

第六章 財務及び会計(第九十一条—第九十九条)

第七節 監督(第九十九条—第一百条)

第八節 捕則(第一百一条—第一百二条)

第九節 費則(第一百三十三条—第一百七十七条)

第十節 費則(第一百八条—第一百十五条规定)

右
国会に提出する。
平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案

第二号企業単独型技能実習(第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

第三号企業単独型技能実習(第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

四 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習生(第一号企業単独型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習生(第二号企業単独型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号企業単独型技能実習生(第二号企業単独型技能実習を行つ外国人をいう。以下同じ。)

四 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習(外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口第一号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の營利を目的とした法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習(第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

三 第三号企業単独型技能実習(第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事すことをいう。以下同じ。)

四 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習(外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口第一号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の營利を目的とした法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

いて当該技能等に係る業務に従事することをいう。(以下同じ。)

一 第二号団体監理型技能実習(第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号口に係るものに限る。)をもつて、本邦の営利を目的としたい法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。(以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習(第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号口に係るものに限る。)をもつて、本邦の営利を目的としたい法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。(以下同じ。)

5

四 技能等の移転を図るべき分野その他技能等は、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

八 この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

九 この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいいう。以下同じ。)と団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生に対する団体監理型技能実習生に関する監理を行うことをいう。(以下同じ。)との間に

10 この法律において「監理団体」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可)(第三十二条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これらの変更後のもの)を

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、第三条の基本理念にのつとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

第六条 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならぬ。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人あつては、その代表者の氏名

7 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定(第八条第一項の認定第十一條第一項の規定による変更の認定があつたときは、

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保

三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地

四 技能実習生の氏名及び国籍

五 技能実習の区分(第一号企業単独型技能実習、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号团体監理型技能実習、第二号团体監理型技能実習若しくは第三号团体監理型技能実習の区分をいう)。

六 技能実習の目標(技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の技能検定(次条において「技能検定」という。)又は主務省令で指定する試験(次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という。)に合格することその他の目標をいう。次条において同じ。)

(認定の基準)
第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 修得等をさせる技能等が、技能実習生の本国において修得等が困難なものであること。

二 技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

九 技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百三十三条の二若しくは第二百十一条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三条)第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一條前段の規定に係る部分に限る。)厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第一百二条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十二条第一項(同法第二百二条又は第二百三十三条の二の規定に係る部分に限る。)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けた者が不在した日から起算して五年を経過しない者

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

六 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号

3 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体(その技能実習計画が第三号团体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限り、技能実習計画を作成しなければならない。))を指すに限る。)を受けた者に限る。)の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。

5 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

七 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省

九 技能実習生の待遇

十 その他主務省令で定める事項

十一 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名

八 団体監理型技能実習に係るものである場合は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

九 技能実習生の待遇

十 その他主務省令で定める事項

十一 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名

十二 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十三 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十四 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十五 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

十六 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省

四 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

五 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省

官 報 (号 外)

の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ)であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

八 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第一号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。)

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(技能実習計画の変更)

第十一條 実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画(以下「認定計画」という。)について第八条第二項各号(第五号を除く。)に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第八条第三項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の認定について準用する。
(機構による認定の実施)

者（以下この項、次条第一項及び第三十五条等第一項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第一項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に對し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に對して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に關係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとする。

3 は、機構に対し、必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは検査を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

(改善命令等)

第十五条 主務大臣は、実習実施者が認定計画に従つて技能実習を行わせていないと認めるとき、又はこの法律その他出入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。(認定の取消し等)

第十六条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。
一 実習実施者が認定計画に従つて技能実習を行わせていないと認めるとき。
二 念三十四回が第十九条第一項第一号の規定による

二 認定言語が第十九条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しく

は虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十一 条 実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」という。）について第八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

(報告徵収等)

第十三條 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であつた者(以下の項及び次条第一項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であつた者

2
せ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務
主務大臣は、前項の規定により機構に報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求めさせ、又は質問若しくは検査を行わせる場合に

は虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

は、機関に対し、必要な事項を示してこれを実

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは検査を行つたときは、その結果に三箇月以内に受け付けられぬよう施すべきことを指示するものとする。

その結果を主務大臣に報告しない場合にはならない。
(改善命令等)

告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対し虚偽の答弁をしたとき。

六 前条第一項の規定による命令に違反したとき。

七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 主務大臣は、前項の規定による実習認定の取消をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(実施の届出)

第十七条 実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(機構による届出の受理)

第十八条 主務大臣は、機構に、前条の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができない。

2 主務大臣が前項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせるときは、前条の規定による届出をしようとする者は、同条の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせるとき、又は機構に行っていた届出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(技能実習を行わせることが困難となつた場合の届出等) 第十九条 企業単独型実習実施者は、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつたとき

は、遅滞なく、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつた企業単独型技能実習生の氏名、その企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習を行わせることが困難となつたときは、遅滞なく、団体監理型技能実習を行わせることが困難となつた団体監理型技能実習生の氏名、その団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を実習監理を受ける監理団体に通知しなければならない。

3 第一項の規定による届出の受理に係る事務についても、前条の規定を準用する。

(帳簿の備付け)

第二十条 実習実施者は、技能実習に係りて、主務省令で定める帳簿書類を作成し、技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならぬ。

(実施状況報告)

第二十一条 実習実施者は、技能実習を行わせたときは、主務省令で定めるところにより、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(主務省令への委任)

第二十二条 この節に定めるもののほか、技能実習計画の認定の手続その他この節の規定の実施に係る必要な事項は、主務省令で定める。

(監理団体の許可)

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。(以下同じ。)

2 特定監理事業 第一号団体監理型技能実習又は第一号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。(以下同じ。)

3 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

4 一名称及び住所並びに代表者の氏名

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 申請者は、実費を勘定して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(機構による事実関係の調査の実施)

第七十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができることとされる。

2 主務大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、前条第一項の許可をするときは、機構が第四項の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前条第二項の規定にかかると、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘定して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとすると、能実習生の見込数その他の監理事業に関する事項を記載しなければならない。

4 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとすると、

(監理費)

第二十八条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2 監理団体は、前項の規定にかかるらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。
(許可証)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4 主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

6 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

7 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするときは、その旨を公示しなければならない。

(許可の条件)
第三十条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、又は当該監理許可に係る事項の確実な実施を図

るために必要な最小限度のものに限り、かつ、こととなるものであつてはならない。

当該監理許可を受ける者に不当な義務を課するためには、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

第三十一条 第二十三条第一項の許可の有効期間(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して三年を下らない期間であつて監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了後引き続き当該許可に係る監理事業(次条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三条の許可への変更があつたときは、これらの変更後の許可に係るもの)を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。

17条第二項の規定による特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これら変更後の許可に係るものを行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならぬ。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

(技能実習の実施が困難となつた場合の届出)
第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の

可を受けなければならない。この場合においては、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定を準用する。

2 前項の許可については、第二十三第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定を準用する。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときには、その廃止又は休止の日の一月前までに、監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、監理団体は、監理事業を行つて、監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、監理団体は、監理事業を廃止し、又はその旨及び当該監理団体が実習監理を行つて、監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

官 報 (号 外)

(改善命令等)	
第三十六条	主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2	主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。(許可の取消し等)
第三十七条	主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。
一	第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
二	第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く)のいずれかに該当することとなつたとき。
三	第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。
四	この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
五	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
2	主務大臣は、監理許可(一般監理事業に係るものに限る)を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、職権で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができること。
3	主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部
の停止を命ぜることができる。	
4	主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第一項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。
第三十八条	監理団体は、自己の名義をもつて、他人に監理事業を行わせてはならない。(認定計画に従つた実習監理等)
第三十九条	監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。
2	監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修得等を行つたと認めたときは、当該団体監理型技能実習実施者に対する指導及び助言を行わなければならない。
3	前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。(監理責任者の設置等)
第四十条	監理団体は、監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理するため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。
1	団体監理型技能実習生の受入れの準備に関すること。
2	団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に関すること。
3	次節に規定する技能実習生の保護その他の問題に関すること。
4	団体監理型技能実習生等及び団体監理型技
能実習生等の個人情報の管理に関すること。	
五	団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関すること。
六	国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。
2	監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。
1	第二十六条第五号イ(第十一条第十号に係る部分を除く)又はロからニまでに該当する者
2	前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
3	前項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。(個人情報の取扱い)
第四十三条	監理団体は、監理事業に關し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
2	監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならぬ。
3	監理団体は、団体監理型技能実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならぬ。
4	監理団体は、団体監理型技能実習実施者が、団体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
5	監理団体は、前項に規定する指示を行つたときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。(帳簿の備付け)
第四十一条	監理団体は、監理事業に關して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行つう事業所に備えて置かなければならない。(監査報告等)
2	監理団体は、団体監理型実習実施者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
3	監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を適正に管理するための範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。
4	監理団体の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、正当な理由なく、その業務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。(秘密保持義務)
第五十四条	監理団体の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、正当な理由なく、その業務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。
第四十五条	この節に定めるもののほか、監理団体の手続その他のこの節の規定の実施に必要な事項は、主務省令で定める。
2	第三節 技能実習生の保護 (禁止行為)
第四十六条	実習監理を行う者(第四十八条第一

官報(号外)

項において「実習監理者」という。又はその役員若しくは職員(次条において「実習監理者等」という)は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。

第四十七条 実習監理者等は、技能実習生等(技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下この条において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

2 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

第四十八条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員(次项において「技能実習関係者」という。)は、技能実習生の旅券(入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。)又是在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。)を保管してはならない。

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。(主務大臣に対する申告)

第四十九条 実習実施者若しくは監理団体又はこれららの役員若しくは職員(次項において「実習実施者等」という)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。実習実施者等は、前項の申告をしたことを理

由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。

(指導及び助言等)

第五十条 主務大臣は、この章の規定の施行に関する必要があると認めたときは、実習実施者及び監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行ふものとする。

(連絡調整等)

第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行なうことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならぬ。

2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 事業協議会の事務に従事する者又は従事してゐた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等)

2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

(事業所管大臣への要請)
第五十三条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認められたときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣(次条第一項において「事業所管大臣」という。)に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に關し必要な協力を要請することができる。

2 主務大臣は、技能実習の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置を設置が速やかに実施されることが必要であると認められたときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。

(地域協議会)

第五十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

第五十七条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

第五十八条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

第五十九条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

第六十条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

第六十一条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(地域協議会)

官報(号外)

第三章 外国人技能実習機構	
第一節 総則	
<p>(機構の目的) 第五十七条 外国人技能実習機構(以下「機構」といふ。)は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。</p> <p>(法人格) 第五十八条 機構は、法人とする。</p> <p>(数) 第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。</p> <p>(資本金) 第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。</p> <p>2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。</p> <p>(名称) 第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。</p> <p>2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。 (登記) 第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用) 第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四百八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p> <p>(事務の引継ぎ) 第六十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に任命する。</p>	<p>(機構の目的) 第五十七条 外国人技能実習機構(以下「機構」といふ。)は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もつて人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。</p> <p>(法人格) 第五十八条 機構は、法人とする。</p> <p>(数) 第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。</p> <p>(資本金) 第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。</p> <p>2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。</p> <p>(名称) 第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。</p> <p>2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。 (登記) 第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用) 第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四百八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p> <p>(事務の引継ぎ) 第六十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に任命する。</p>
第二節 設立	
<p>(発起人) 第六十四条 機構を設立するには、技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。</p> <p>(定款の作成等) 第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。</p> <p>2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>1. 目的 2. 名称 3. 事務所の所在地 4. 資本金及び出資に関する事項 5. 役員に関する事項 6. 評議員会に関する事項 7. 業務及びその執行に関する事項 8. 財務及び会計に関する事項 9. 定款の変更に関する事項 10. 公告の方法</p>	<p>(発起人) 第六十四条 機構を設立するには、技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。</p> <p>(定款の作成等) 第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。</p> <p>2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>1. 目的 2. 名称 3. 事務所の所在地 4. 資本金及び出資に関する事項 5. 役員に関する事項 6. 評議員会に関する事項 7. 業務及びその執行に関する事項 8. 財務及び会計に関する事項 9. 定款の変更に関する事項 10. 公告の方法</p>
<p>(設立の登記) 第六十六条 第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。</p>	<p>(設立の登記) 第六十六条 第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。</p>
<p>(役員) 第六十七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限) 第六十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めることは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員の任命) 第六十九条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、監事の兼職禁止</p>	<p>(役員) 第六十七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限) 第六十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めることは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員の任命) 第六十九条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、監事の兼職禁止</p>
<p>(役員の解任) 第七十条 理事長は、非常勤の者を除く。は、常勤の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>1. 破産手続開始の決定を受けたとき。 2. 禁錮以上の刑に処せられたとき。 3. 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 4. 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(役員の兼職禁止) 第七十一条 理事長及び監事は、常勤の役員が次の各号の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(役員の解任) 第七十条 理事長は、非常勤の者を除く。は、常勤の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>1. 破産手続開始の決定を受けたとき。 2. 禁錮以上の刑に処せられたとき。 3. 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 4. 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(役員の兼職禁止) 第七十一条 理事長及び監事は、常勤の役員が次の各号の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(代理権の制限) 第七十二条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。</p> <p>(代理人の選任) 第七十三条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁</p>	<p>(代理権の制限) 第七十二条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。</p> <p>(代理人の選任) 第七十三条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁</p>

判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第七十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 評議員会

(設置)

第八十二条 機構に、第八十七条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するものほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもつて組織する。

2 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠

の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任)

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

(評議員の秘密保持義務等)

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項(第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条规定第三項、第二十二条第七項、第三十三条规定第二項、第三十四条规定第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務

三 技能実習に関する業務

四 その他の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

五 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(財務方法書)

第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行つたために必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(資料の交付の要請等)

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事務所に備え置き、主務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(財務諸表等)

4 財務諸表等は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識するこ

官報(号外)

とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され、いるときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、財務諸表等を取り備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第九十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する費用に充てることができ。

第九十五条 機構は、その業務に要する費用に充てたため必要な場合において、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項及び第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

第六節 第九十六条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金の運用)

第九十七条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 監督

(監督)

第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができます。

(報告及び検査)

第一百条 主務大臣は、この法律を施行するため必要なと認めることは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができます。

第三百四条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徵収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る)(次項及び次条において「報告徵収等」という)の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による委任に基づき、報告徵収等を行つたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 國土交通大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限を地方運輸局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸支局の長に委任することができる。

第五章 第一百零一条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第六章 第一百零二条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反して実習監理を行つた者は、

第八节 第一百零三条 第二項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第八節 第一百零四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(解散)

第一百零五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第一百零六条 この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第一百零七条 この法律に定めるところにより、主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徵収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る)(次項及び次条において「報告徵収等」という)の権限の一部を主務大臣に委任することができる。

2 機構は、前項に規定する連携のため、主務大臣に対し、主務大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行わなければならない。

(主務省令への委任)

第一百零八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 第一百零九条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

二 偽りその他不正の行為により、第二十三条
第一項の許可、第三十一条第二項の規定によ
る許可の有効期間の更新又は第三十二条第一
項の変更の許可を受けた者

三 第三十七条第三項の規定による処分に違反
した場合におけるその違反行為をした監理團
体の役員又は職員

四 第三十八条の規定に違反した場合における
その違反行為をした監理團体の役員又は職員
第百十条 第四十四条 第五十四条第四項、第五
十六条第四項又は第八十条(第八十六条及び第
八十八条第二項において準用する場合を含む。)
の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五
十万円以下の罰金に処する。

五百十一条 次の各号のいずれかに該当する者
は、六月以下の徴役又は三十万円以下の罰金に
処する。

一 第十五条第一項の規定による処分に違反し
た者

二 第二十八条第一項の規定に違反した場合に
おけるその違反行為をした監理團体の役員又
は職員

三 第三十六条第一項の規定による処分に違反
した場合におけるその違反行為をした監理團
体の役員又は職員

四 第四十七条の規定に違反した者

五 第四十八条第一項の規定に違反して、技能
実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は
在留カードを保管した者

六 第四十八条第二項の規定に違反して、技能
実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不
利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利
益を示して、技能実習が行われる時間以外に
おける他の者との通信若しくは面談又は外出
の全部又は一部を禁止する旨を告知した者

七 第四十九条第二項の規定に違反した者

八 第百十二条次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十九条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第二十条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

六 第二十三条第二項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第二十三条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第三十二条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

八 第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

九 第三十四条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

十 第四十条第一項の規定に違反した場合にお

けるその違反行為をした監理団体の役員又は職員の保護に関する法律案及び同報告書

十一 第四十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

十二 第百条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

三百三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第一百八条、第二百九条、第二百十条(第四十四条に係る部分に限る)、第二百十一条及び前条(第十二号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

三百四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十三条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覽に供しなかつたとき。

五 第九十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

六 第九十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

七百五十五条 第六十一一条第二項の規定によるとおりの過料に処する。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第六条、第一百七条、第一百十条(第八十一条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。(、第百十二条(第十二号に係る部分に限る。)、第百十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十三条规定は、公布の日から施行する。

(検討)
(技能実習に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧入管法」という。)別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

2 前項に規定する者又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留していた者(同項に規定する者を除く。)その他これに準ずるものとして主務大臣が適当と認める者(以下この条及び次条において「旧技能実習在留資格者等」という。)が第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第二条第二項第

号 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案及び同報告書提出

（施行期目）

官 報 (号 外)

二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第一項の主務省令で定めるもの」とする。

3 旧技能実習在留資格者等が第二号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定められたものを修了した場合においては、第二条第三項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第三項の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定められたものを修了した場合においては、第二条第四項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三条第四項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等が第二号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定められたものを修了した場合においては、第二条第四項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三条第五項の主務省令で定めるもの」とする。

(技能実習計画の認定の基準に関する経過措置)

第四条 旧技能実習在留資格者等を雇用する者は、雇用しようとする者が、当該旧技能実習在留資格者等に係る技能実習計画(第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るもの)を作成し、当該技能実習計画について第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第九条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは附則第三条第二項に規定

する旧技能実習在留資格者等が行う活動に係る主務省令で定める計画(以下この号において「相当技能実習計画」という。)と、「第二号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画」とあるのは、相当技能実習計画」と、同条第十一号中「技能実習生に技能実習」であるのは「技能実習生(技能実習に相当するもの(附則第三条第一項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)に技能実習(技能実習に相当するものを含む。)」とする。

(外国人技能実習機構に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に外国人技能実習機構という文字を用いている者については、第六十一条第二項の規定は、第三章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日以降終了するものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第九十二条第一項中「当該事業計画について」とあるのは、「機構の成立後遅延なく」とする。

(施行前の準備)

第八条 第八条第一項の認定及び第二十三条第一項の許可の手続は、施行日前においても行なうことができる。この場合において、主務大臣は、第十二条及び第二十四条の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。

第二十三条第一項の許可の手続を施行日前に行なう場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習
	律(平成二十七年)
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)	
第十一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。	第四条第一項第二号に次のように加える。 ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第二百八号)第一百八条の罪 (地方税法の一部改正)
第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。	第十二条の五第一項第七号中「日本労働者住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本労働者住宅協会」に改める。 (出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第十三条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。	第二条の二第一項及び第二項中「又は第二号イ」を「第二号イ若しくは口又は第三号イ」に改める。
第七条第一項第二号中「及び技能実習の項の下欄第二号」を削る。	第二十条第一項中「又は技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第二号イ又は口に係るものに限る。)」を削る。

（國立国会図書館法の一部改正）	<p>第九条　國立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。 別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。</p>
法律第 号)	
	旨の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	第二十条の二の見出し中「在留資格」を「高度専門職の在留資格」に改め、同条第一項を次のように改める。
	高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）への変更は、前条第一項の規定にかかるず、高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
	第二十条の二第二項中「前項各号に掲げる在留資格」を「高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）」に改める。
	別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及びロを次のように改める。
イ　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「技能実習法」）	という。第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）

に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に従事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号及び口を次のように改める。

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第一号に規定する第二号)企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第二号)企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

官 報 (号 外)

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに第三項第一号及び第四項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)を受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。ただし、旧入管法第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更及び在留期間の更新については、この限りでない。

一 前項ただし書の規定にかかわらず、この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に係るものに限る。)をもつて本邦に在留する者(当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間又は口に係るものに限る。)からされた旧入管法第二十条第二項の規定による旧入管法第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第二十条第三項の規定による許可をすることができる活動

二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る。)からされた旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

4 施行日前に本邦において旧技能実習第一号活

一 外国人技能実習機構
(所得税法の一部改正)
外国人技能実習機構
(法律(平成二十七年法律第
二) 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る。)からされた旧入管法第二十条第二項の規定による旧入管法第二十条の二第一項第二号に掲げる在留資格への変更の申請であつて、この法律の施行の際、旧入管法第二十条第三項の規定による許可をすることができる活動

二 第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

三 外国人技能実習機構
(所得税法の一部改正)
外国人技能実習機構
(法律(平成二十七年法律第
三) 第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の一第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項の次に次のように加える。

四 外国人技能実習機構
(印紙税法の一部改正)
外国人技能実習機構
(法律(平成二十七年法律第
四) 第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に關する文書の項の次に次のように加える。

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号)企業単独型技能実習に係るものに基づいて技能等を要する業務に從事する活動

3 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請の許可をするかどうかの処分がされていないもの

四 動を行おうとして旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付を受けた者及び前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の規定による証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた前条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六条第一項の上陸の申請に対する処分については、施行日(前項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七条の二第一項の規定により証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日)から三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

第五十四条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第一百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

五 第四十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

六 第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

七 第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

八 別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業

務の範囲)の業務に關する文書の項の次に次のように加える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)第八十七条第一号

及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)(業務の範囲)の業務に関する文書

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二条を削り、第六十三条を第六十二条とし、同号の次に次のように加える。

六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)第二十三条第一項(監理団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く。)又は同法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)

許可件数
五千円
一件につき一万

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施の用に供する建物をいう。以下同じ。	第三欄の登記に該当するものであること
法律	事務所用建物(専ら自己の事務所及び技能実習生の保護に関する建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記)	じ。)の所有権の取得登記又は当該を証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の二の項中「専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)による同法第八条第一項若しくは第十九条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------------------	--

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十三条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「職業能力開発促進法」

の下に「外国人の技能実習の適正な実施及び

技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)」を加える。

第二十二条第一項中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十

六号」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこ

の法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るために、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これ

らにに関する事務を行う外国人技能実習機構を設け
る等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出、第百八十九回国会閣法第三〇号)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 技能実習制度の適正化
技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めることも、技能実習に関し基本方針を策定すること。
- 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定すること。
- 実習実施者について、届出制とすること。
- 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定すること。
- 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する所の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずること。

いて、修正する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

- 技能実習に要する経費
付することに決した。
- 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置すること。
- 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
- 技能実習生の氏名及び国籍
- 技能実習の区分(第一号企業単独型技能実習 第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号团体監理型技能実習、第二号团体監理型技能実習若しくは第三号团体監理型技能実習の区分をいう)。
- 技能実習の目標(技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の技能検定(次条において「技能検定」という)又は主務省令で指定する試験(次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という)に合格すること)
その他の目標をいう。次条において同じ)。
- 技能実習の実施に関する責任者の氏名
所並びに代表者の氏名
- 技能実習に係るものである場合
は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住居場所
- 技能実習計画の認定基準に技能実習生に対する報酬の額が日本人が從事する場合の額と同等以上であることを明記すること、外国人技能実習機構の業務として技能実習生が技能実習を行うことが困難になった場合に係る業務を明記すること、施行期日を「平成二十八年三月三十日までの間において政令で定める日」から「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること等につ

二	事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置すること。
三	技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
四	技能実習生の氏名及び国籍
五	技能実習の区分(第一号企業単独型技能実習 第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号团体監理型技能実習、第二号团体監理型技能実習若しくは第三号团体監理型技能実習の区分をいう)。
六	技能実習の目標(技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の技能�定(次条において「技能検定」という)又は主務省令で指定する試験(次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という)に合格すること) その他の目標をいう。次条において同じ)。
七	技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名
八	技能実習を行わせる事業所の名称及び住居場所並びに代表者の氏名
九	○報酬(労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の
十	その他の主務省令で定める事項
十一	技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二	法人にあつては、その役員の氏名及び住所
三	技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
四	技能実習生の氏名及び国籍
五	技能実習の区分(第一号企業単独型技能実習 第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号团体監理型技能実習、第二号团体監理型技能実習若しくは第三号团体監理型技能実習の区分をいう)。
六	技能実習の目標(技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の技能椤定(次条において「技能椤定」という)又は主務省令で指定する試験(次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という)に合格すること) その他の目標をいう。次条において同じ)。
七	技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名
八	技能実習を行わせる事業所の名称及び住居場所並びに代表者の氏名
九	○報酬(労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の
十	その他の主務省令で定める事項
十一	技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 前項に規定する本邦の個人又は法人(以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(平成二十八年十月二十五日 衆議院会議録第六号) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案及び同報告書

務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務

六七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日(公布の日から起算して一年を超えない範囲内)において政令で定める日から施行する。

ただし、第一章、第三章、第百三条、第一百六条、第百七条、第百十条(第八十一条(第八十六条)及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)、第一百十二条(第

百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一條、第十四条から第十七条まで、第十八条登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(国立国会図書館法の一部改正)

第九条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(平成二十八年法律第十九号)

外国人技能実習機構
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第十九号)

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号に次のように加える。
ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十

定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画(技能実習企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に從事する活動

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二(国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲))の業務に係る文書の項の次に次のように加える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号)及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る。)業務の範囲)の業務に関する文書

外国人技能実習機構
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号)

(印紙税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十一号とし、同号の次に次のように加える。

六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表技能実習の項(下欄第一号イ及びロを次のように改める。

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二百三十九号)の一部を次のように改める。

八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号。以下「技能実習法」という。)第八条第一項の認定(技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認

(行政事件訴訟法の一部改正)

第十四条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号)	外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号)
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)	(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。	第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。
別表第一の二の表技能実習の項(下欄第一号イ及びロを次のように改める。	別表第一の二の表技能実習の項(下欄第一号イ及びロを次のように改める。
イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二百三十九号)の一部を次のように改める。	イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。
八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第十九号。以下「技能実習法」という。)第八条第一項の認定(技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認	八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。
(行政事件訴訟法の一部改正)	(行政事件訴訟法の一部改正)
第十四条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。	第十四条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。
別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。	別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二 法務省 厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	(平成二十七年法律第八号)による同法第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第八百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構
(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律)

外国人技能実習機構
(平成二十七年法律第八号)

(厚生労働省設置法の一部改正)
第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「職業能力開発促進法」の下に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第八号)」を加える。

第二十一条第一項中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。」、第六十号を削る。

[別紙]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する附帯決議

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する附帯決議
政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。

1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの説明責任を課すとともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその待遇も向上するよう、第二号技能実習生及び第三号技能実習生の予定賃金の定めが、それぞれ当該技能実習生の第一号技能実習生との交換に付けることによっても認められること。

2 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めることがある。

三 二国間取決めについて、送出機関の適正化に向けた送出国政府との連携の必要性に鑑み、以下に作成し、その内容を公表するよう努めるこ

実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないよう留意すべき旨を定めること。

3 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査を、適時、予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1を含む法令の規定及び2を含む基本方針にのつとつた割増賃金等の報酬の支払いを、帳簿類の点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの聴取など、実態を的確に把握できる方法により確認すること。

4 外国人技能実習機構は、本法を含め、出入国又は労働に関する法令に違反する事実を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県労働局等に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うこととも視野に、厳格な指導監督に努めること。

5 外国人技能実習機構は、実習先の変更を求める技能実習生からの相談に丁寧に応じ、2の基本方針の内容を踏まえ、適切な支援により円滑な実習先の変更を図り、技能実習生がその意向に反して帰国を余儀なくされる事態が生じることのないように努めること。

6 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めることがある。

7 政府は、送出国政府との二国間取決めに付けることとする旨を定めること。

8 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の把握にも努めることとし、本法第七条第二項の基本方針において、技能

1 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の把握にも努めることとし、本法第七条第二項の基本方針において、技能

2 二国間取決めにおいて、送出国が送出機関

に対し本法第四十七条と同様の規制を行うこと及び規制に違反した送出機関に対し送出国政府当局が迅速かつ厳正な対処を行うべきことを定めるよう努めること。

3 二国間取決めに違反する行為が認められた場合、当該送出機関に係る技能実習計画について、新たな申請に対する認定をしないことや、事案によっては、既に認定された技能実習計画の取消しを行うことも含め、厳格な対応を行うこと。

4 归国後の技能実習生に対するフォローアップ調査について、今後も毎年行うとともに、回答の回収率の目標を定め、二国間取決めにおいて送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方策を講ずること。

5 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、技能実習生の適切な待遇を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。

1 対象職種への介護の追加は、基本方針における特定期間の職種に係る施策（本法第七条第三項）等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿つた適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るために、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望まし

い水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。

2 追加後三年を目途として、その実施状況を勘査して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第二号中「技術・人文知識・国際業務」の下に「介護」を加える。

第二十二条の四第一項第二号中「偽り」を「前号に掲げるもののほか、偽り」に改め、「の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該

上陸許可の証印等」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同号の次に次の一号を加える。

五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲

げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く）。

第二十二条の四第七項に次のただし書きを加える。

ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。

第二十二条の四第八項中「前項」を「前項本文に改め、同条第九項中「第七項」を「第七項本文」に改め、同条第二号の四とし、同条第一号の二の次に次項」を「第二十二条の四第七項本文」に改め、同号を同条第二号の四とし、同条第一号の二の次に次一号を加える。

第二十四条第二号の三中「第二十二条の四第七項」を「第二十二条の四第七項本文」に改め、同号を同条第二号の四とし、同条第一号の二の次に次一号を加える。

二の三 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第二十四条第三号の四イ中「から第三号の二まで」を「第二号、第三号から第三号の三まで」に改め、同条第四号ルを次のように改める。

二の五 第七十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の六 第七十三条の二第二項第三号中「から第三号の二まで」を「第二号、第三号から第三号の三まで」に改める。

二の七 第七十四条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の八 第七十五条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の九 第七十六条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十 第七十七条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十一 第七十八条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十二 第七十九条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十三 第八十一条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十四 第八十二条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十五 第八十三条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十六 第八十四条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十七 第八十五条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十八 第八十六条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十九 第八十七条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

審査官又は入国警備官に改める。

第六十一条の二の八第二項中「第九項まで」の下に「（第七項ただし書を除く。）」を加え、「同条第七項」を「同条第七項本文」に改める。

第六十一の三の二第二項第四号中「第十九条の十九第一項」の下に「及び第五十九条の二第一項」を「同条第七項本文」に改める。

第七十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二の二 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は第四章第一節の規定による許可を受けた者

第七十条第一項第三号の二中「第二十二条の四第七項」を「第二十二条の四第七項本文」に改め、同号を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次一号を加える。

二の三 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第七十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の五 第七十三条の二第二項第三号中「から第三号の二まで」を「第二号、第三号から第三号の三まで」に改める。

二の六 第七十四条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の七 第七十五条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の八 第七十六条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の九 第七十七条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十 第七十八条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十一 第七十九条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十二 第八十一条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十三 第八十二条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十四 第八十三条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十五 第八十四条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十六 第八十五条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十七 第八十六条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十八 第八十七条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

二の十九 第八十七条の二中「第一号」を「から第一号の二まで」に改める。

介

護

本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める

二 第十九条の十六第二号及び別表第一の二の表の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(在留資格の取消しに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前に受けた上陸許可の証印等(この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(次条第一項において「旧法」という。)第二十二条等をいう。)について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

(退去強制に関する経過措置)

第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項(第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次条において「新法」という。)第二十四条第四号ル(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者について適用する。

(在留資格認定証明書に関する経過措置)

第四条 法務大臣は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

(罰則に関する経過措置)

第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(1) 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設すること。

(2) 営利の目的で(1)の行為の実行を容易にした者に対する罰則を新設すること。

(3) 在留資格取消事由の拡充等

- (1) 罰則の整備
1 介護の業務に従事する外国人の受入れ
ため、介護福祉士の資格を有する者を対象とする在留資格「介護」を創設すること。
2 偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等(いわゆる偽装滞在者)への対策の強化
- (2) 罰則の整備
1 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設すること。

第六条 平成二十八年十月二十一日
法務委員長 鈴木 淳司
衆議院議長 大島 理森殿
別紙

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項第五号が不当に適用されることがないよう、十分に留意すること。
特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができ

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出 第百八十九回国会閣法第三一号)に関する報告書

(三) 退去強制事由の整備

他の外国人による(1)の行為をあおり、唆し、又は助けた場合を退去強制事由に追加すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 議案の可決理由

本案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

5 本案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

6 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

官 報 (号 外)

ない技能実習生に対して、同号が不當に適用されることがないよう、技能実習の実情等を十分に調査するなど慎重な運用を行うこと。

二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。

三 同法第七十条第一項第二号の二が難民その他

の庇護をする者に影響を与える可能性に鑑み、難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

四 同法第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。

五 本法の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

六 今後の外国人労働者の受け入れの在り方について、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やかに進めること。

明治三十一年三月三十一日
種類郵便物認可

発行所	〒105-1844 二番五号 虎ノ門二丁目 東京都港区
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 110円
(本体)	116円